

2010年度 (社)日本体育学会体育社会学専門分科会

シンポジウム採録

「日本のスポーツ立国戦略に足りないものは何か」

—スポーツ政策の国際比較からの提言—

9月9日(木) 13:00~15:00

会場 中京大学

(社)日本体育学会体育社会学専門分科会

研究委員会

2011年3月31日

目次

1. スポーツ政策の国際比較からの提言	工藤保子	4
2. フランスのスポーツ政策の動向からみた日本のスポーツ政策の課題と展望	齋藤健司	7
3. ドイツのスポーツ政策の動向からみた日本のスポーツ政策の課題と展望	佐藤由夫	11
4. 指定討論 英国のスポーツ政策を含めて	菊 幸一	16
5. 指定討論 全体的なまとめをかねて	野川春夫	21
6. 質疑応答		23

資料編

資料1 日本スポーツ立国戦略に足りないものは何か —スポーツ政策の国際比較からの提言—		37
資料2 日本体育学会 スポーツ振興基本計画特別委員会 中間まとめ		38
資料3 スポーツ政策の国際比較からの提言	工藤保子	63
資料4 フランスのスポーツ政策の動向からみた日本のスポーツ政策の課題と展望	齋藤健司	67
資料5 ドイツのスポーツ政策の動向からみた日本のスポーツ政策の課題と展望	佐藤由夫	73
資料6 指定討論 英国のスポーツ政策を含めて	菊 幸一	74

司会（北村先生）：齋藤先生からは「フランスのスポーツ政策の動向から見た日本のスポーツ政策の課題と展望」というテーマで、フランスのスポーツ政策と動向につきまして、日仏のスポーツ法の比較と提言を含めながら、日本のスポーツ立国戦略の評価と課題についてご示唆をいただきたいと思っております。

続きまして、関西国際大学の佐藤由夫先生です。佐藤先生からは「ドイツのスポーツ政策の動向から見た日本のスポーツ政策の課題と展望」というテーマで、ドイツのスポーツ政策の動向につきまして、特にスポーツクラブをめぐる法的位置づけとその意味、スポーツ政策策定への関与の状況などを踏まえながら、日本のスポーツ戦略の評価と課題についてご示唆をいただきたいと思っております。

続きまして、指定討論者としておふた方お迎えしております。おひとりが筑波大学の菊先生でございます。もうおひとりは順天堂大学の野川先生です。よろしく申し上げます。指定討論者の先生方からは、戦後の日本のスポーツ政策から見たスポーツ立国戦略の歴史的な意味と位置づけ、あるいはスポーツ立国戦略の内容上の評価と問題点、さらには、スポーツ政策の策定に関する日本体育学会、体育社会学専門分科会の役割といった点について、ご示唆をいただければと思っております。また、菊先生からは、イギリスのスポーツ政策についてもお話をさせていただく予定でおります。

それからもうおひとつ、情報提供者としまして笹川スポーツ財団の工藤先生がいらっしゃいます。工藤先生には、諸外国のスポーツ政策をめぐる現状とスポーツ立国戦略の経緯と概要に関する情報提供をいただきたいと思っております。

では、皆さんのお手元にある資料を確認しておきたいと思っております。まず、スポーツ立国戦略の概要というこういった文部科学省ホームページの3枚組になったものがあるかと思っております。それからA4判1枚で工藤先生の情報提供ということで表になった各国の政策をまとめたものが渡っているかと思っております（注：4枚とも巻末工藤先生資料に含まれています）。それから齋藤先生の資料ですが、こちらはA3判の綴じたものです（注：巻末齋藤先生資料A4判）。こちらについては若干数が足りないようですので、今、コピーをしております。お持ちでない方はしばらくお待ち下さい。

それから、菊先生の資料ですが、英国のスポーツ政策の動向と背景と書かれたA4判の3枚綴りのものです。もしお持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせください。菊先生の資料がまだ渡りきっていないようです。すいませんが、よろしく申し上げます。

それから、ドイツのスポーツ政策の動向から見たという佐藤先生の資料、1枚ものです。

菊先生と佐藤先生の資料がないという方が若干いらっしゃるようですので、すいませんがお渡し願います。では、恐縮ですが、時間が非常に押しておりますので、司会の松尾先生にバトンタッチしてシンポジウムを進めていきたいと思ひます。

司会（松尾先生）皆さんこんにちは、立教大学の松尾でございます。今日一日、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。座って失礼します。まずは本シンポジウムにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。スタートは総会と重なりまして8分ほど押して始まっておりますので3時には終わりたいと思ひていますが、最大でも3時5分には確実に終わりたいと思ひます。このあとの3時15分から、文部科学副大臣の鈴木さんもお見えになるというシンポジウムがございます。それとの連動性もございますので、3時5分までには終わりたいと思ひます。

まずは私の方から、提案主旨と進め方について、若干話をさせていただきたいと思ひます。我が国における近年のスポーツ政策は、1961年に制定されましたスポーツ振興法として展開されてきております。その後、2000年に策定されましたスポーツ振興基本計画も、スポーツ振興法を基本法としておりまして、子供の体力向上、生涯スポーツ社会の実現、国際競技力向上を柱として展開されているところでございます。

ご存知かと思ひますが、2008年にスポーツ立国調査会が設置されまして、新スポーツ法制定の検討が活性化されてきたわけです。その中でスポーツ庁構想も数年前でしたか検討されております。その当時は自民党政権下でございました。現在は、ご存知のように自民党から民主党への政権交代が行われて、今まさに菅氏と小澤氏が代表選に向けた舌戦を繰り広げているという、そういう状況にあるわけでございます。

現在の民主党政権の下では、スポーツ庁設置に向けた動きですとか、スポーツ振興基本計画の見直しとスポーツ基本法ですとか、そういったものも含めたスポーツ立国戦略といったものが策定をされたわけでございます。8月22日に公表されました、スポーツ立国戦略の詳細な経緯と内容につきましては、のちほど工藤さんからご報告していただきたいと思っております。

いずれにしても、21世紀の最初の10年間に過ぎまして、日本のみならず、各国のスポーツ政策が歴史的転換期を迎えていると言っても過言ではございません。そういった意味では、我が国のスポーツ政策を体育社会学的な観点から評価しながら、今後の展開について検討するという時期に来ております。こういった問題意識から、2008年から3年間の継続課題として、日本の現代的な体育スポーツ政策の課題と展望について検討を進めて参りました。

2008年度の議論では、今までのスポーツ政策において、政策を決定するためのベーシックバリューですとか、スポーツの価値についての公共的な認識があったのかですとか、健康、平和、福祉などの生活課題とスポーツの公共性をいかに組み合わせるべきか、現代のスポーツ政策論に政策の主体、内容、効果について一連の言説はあったかどうか等々につきまして議論がなされたわけでありまして、2009年度はそれを踏まえまして、主に地域政策論、社会的な排除論、メディア論等の立場から体育スポーツ政策の現状と課題について検討をいただきました。

その中で、体育社会学として体育・スポーツ政策を取り扱う意義と意味、その方法について、あるいは立ち位置について明確にしながらか発信していく必要性が指摘されたわけですね。そこで本年度は最終年度といたしまして、国際比較の観点から主にドイツ、フランス、イギリスのスポーツ政策を日本のスポーツ政策と合わせ鏡の形にして、スポーツ政策成立の文脈と社会的状況や背景、あるいは政治課題と生活課題、政策の主体とその方法、政策遂行のプロセスとの観点から比較検討しながら、今後の我が国のスポーツ政策の策定において、単なる他国の模倣的モデルではなく、独自のモデルとビジョンの構築に向けて論点の整理と課題について検討したいと考えているところでございます。

今回の進め方でございますが、最初に、既にご存知の方が多いかも知れませんが、スポーツ立国戦略というのは一体どういうものなのかといったところを、工藤さんの方からご紹介いただき、今諸外国ではどのように動いているのか、その概要についてご説明いただきます。その後、各シンポジストの方に、特に齋藤先生の方からはフランスの政策を事例にしながら、日本のスポーツ政策のどこがどう違っているのかという点についてご提案いただきます。そのあとに、今度は佐藤先生の方からドイツと日本では何がどう違うのか、そのあたりのところについてご検討いただければと考えております。

それを受けまして、菊先生の方からコメントをいただきます。菊先生には2つお願いしてございます。ひとつはイギリスの政策を踏まえながら、おふたりのお話を聞いたところで、現状と課題について整理をいただく。もうひとつは、体育社会学専門部科会として何ができるのかについて触れながらコメントをいただきたいと思いますと考えております。

そのあとに野川先生の方から、約10分程度になろうと思いますが、その3名のお話を聞いたところで総合的なコメントをいただくということにしております。その後は、本来ならば、フロアの皆さま方とひとつひとつディスカッションを重ねていくことも考えられるのですが、時間がございません。まとめ、3名もしくは4名の皆さま方からご質問を賜りまして、それを踏まえて、柱を2つほど設けながら議論を進めて参りたいと考えてござい

す。そして最後に、指定討論者からまとめのコメントをいただき、今回はシンポジウムを閉じさせていただくという流れを想定しております。どうぞ、よろしく願いをいたします。

司会：それでは早速ではございますが、まずは工藤さんの方からスポーツ立国戦略の経緯と概要、それから諸外国のスポーツ政策をめぐる状況について、簡単に報告していただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いします。

1. スポーツ政策の国際比較からの提言 工藤保子

工藤：こんにちは、笹川スポーツ財団の工藤保子と申します。いま松尾先生の方から諸外国の動向とスポーツ立国戦略について内容をお話するように言われましたが、実は持ち時間が8分しかございません。概要と大きな流れだけをご説明させていただいて、あとは皆さままで是非熟読していただければと思います。

はじめに我が国の動向ですが、昨年8月27日、(日本体育学会全国大会) 広島大学のシンポジウム会場で議論しましたが、その後の大まかな流れを少し紹介いたします。前回の時に既に分っておりましたけれど、(上から2段目になります) 昨年7月に超党派の議員連盟のプロジェクトチームで作っておりましたスポーツ基本法案を国会に提出しようと働きかけましたが、民主党が賛同いたしませんでした。そのため、自民党、公明党の双方で国会に提出いたしました。

ところが、7月20日に国会が解散してしまいましたので、その法案は自動的に廃案となっております。その8ヶ月後の今年の3月、文部科学省の方でスポーツ立国戦略に対する検討が開始されて、多くのヒアリング、現地調査を経て今回に至っております。皆さまのお手元にお配りしてあるスポーツ立国戦略の資料ですが、文部科学省のホームページを参照されると、この続きに参考資料というのがございまして、いつどこに行って誰に話を聞いたのか、どういう方が来て、どういう現地調査をしたのかが載っておりますので、是非参考にさせていただければと思います。

いまお話したような流れを経て、3月10日からヒアリングが開始されました。5月、民主党のスポーツ議員連盟が設立いたしました。7月には、文部科学省のスポーツ立国戦略案という、案が付いているものですが、そちらの方がホームページ上で公開されています。その間、パブリックコメントと言いますか、一般公開して意見を伺えるようなステップが取られております。8月、今度は自民党のスポーツ立国調査会が、このスポーツ立国戦略案というものはどういうものなのかということで、文部科学省の担当官を呼んで説明を伺う

ような会を開いております。その中で、自民党としていくつか要望を提出しております。同日、民主党のスポーツ議員連盟の会長に、谷亮子さんが就任されております。

最終的には8月26日に、今日お配りしたスポーツ立国戦略案が公開されたということになります。この間の3週間は、ホームページで「熟議」という新しい方法で公開をされて、様々な議論が展開されています。これまでは、パブリックコメントは出すが、他の人の意見というのは、なかなか他の提出者は見られないものでした。今回は、多くの当事者の方々がオンラインで集い、学習、熟慮、討議することができる「熟議」という方式のため、「議論」を随時見ることができました。

しかし、文部科学省がスポーツ立国戦略を出したのは、これが初めてではありません。2007年、当時の江藤文部科学副大臣の頃に、私的諮問機関によって「スポーツ立国日本」という戦略案が出されております。ただ、小さく書いてあるんですが、国家戦略としてのトップスポーツということで、国際競技力向上に特化した戦略案でありました。

今回、実際に出されたものが、皆さまのお手元にある左上の綴じたものです。この3枚に、ほとんどまとめられて書かれています。ご覧いただくと、戦略1から戦略5まであり、これを5つの柱ということで提案されております。

- 1がライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- 2が世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- 3がスポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- 4がスポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- 5が社会全体でスポーツを支える基盤の整備

細かい色々なキーワードが入っております。それぞれご覧いただければと思いますが、最後に公表された7月の案の中で、文言が変わった柱がございました。それが戦略4にあたります。実は戦略4のところには、それまで「透明性の高い、公平公正なスポーツ界の実現」という文言が入っておりました。翻ると、今のスポーツ界は透明性が低くて、公平公正ではないという文章になっていたもので、かなり色々なところから意見が出されておりました。そのため今回、戦略4の文言が少し変わっています。

その他の細かな内容について、どこが変わっているのか一度全部チェックをして見たんですけど、かなりの部分、案から発表までの間に変わっておりました。1つは障害者スポーツのところでは「厚生労働省と連携をはかり」という他省庁の名前が入ったり、スポーツ指導者の欄では、体育協会、日本レクリエーション協会の名前がしっかり明文化されたり、

体育指導員についてもしっかり明文化されております。中でも、国立科学スポーツセンターとのJOCと体協との棲み分けが、若干ですが広い意味でとらえられるように協働して行くという文章に変わっています。

もし気になる所がありましたら、全部チェックしてありますので、のちほど個人的にお答えしたいと思います。実はこの戦略の19ページ、20ページに、今後の進め方、国の体制について書かれてございます。大きく申しますと、まず国の体制としてこの戦略を実現していくために、関連省庁による連絡会議を実施します。2つ目としてスポーツ庁のあり方を検討します。ここははっきりとものを申していない感じがするんですが、実は9月3日の日本経済新聞の誌面で、鈴木副大臣の方から「文部科学省スポーツ庁というのが一番嬉しいんだけど」という内容のコメントが書かれておりました。3つ目が、日本スポーツ振興センターの支援機能と体制整備です。ここはJOCや体協が少し関わってくるところです。また、そのための財源について「スポーツ振興基金とスポーツ振興くじ助成の一元化を図りたい。名称としてはスポーツ振興助成というものをまとめさせていただきたいんだ」ということが書かれております。

最後に今後の進め方ですが、戦略案が出ましたので、来年の通常国会にこのスポーツ基本法を提出して、その法制が済んだあとに新しいスポーツ振興基本計画を制定するという事です。ですから、当面は2000年に作ったスポーツ振興基本計画をそのまま流用するという事で、これに関しては文部科学省の担当官の方からお言葉をいただいておりますので、当面、基本計画の方は現行で運営していくという事です。

国内の流れをこのようにご紹介しましたが、最後に、お手元にある資料をご覧ください。私どものホームページの方でスポーツ基本法の特集をしております、それぞれイギリスから中国まで8カ国をご紹介してございます。それぞれ国の下にお名前が出ている先生方にご執筆していただいたものです。私はただのまとめ役なんですが、各国にどのようなスポーツ法や政策があるのか、それぞれの特長を教えていただいたあとに、日本が参考にすべき点というのをアドバイスいただいております。

今日、次にお話いただける齋藤先生に色々アドバイスをいただいて作っているものです。戦略があつて法律ができて、それを補完する色々な計画が策定されていくという各国の流れを見ますと、今、日本が進んでいる道は全くおかしくないんですが、色々な国が取っている法制定、計画までの策定期間、ヒアリング対象者、そういったところにそれぞれの国の特長がございまして。日本がどういう形でやっていくのがいいんだろうかと考えるには、非常に示唆に富んだ情報をいただいているページだと思っております。

実は先ほどご紹介したホームページですが、今後はドイツとブラジルが公開されて 10 カ国が整います。今日はその齋藤先生と、ドイツの執筆をいただく佐藤先生にもご登壇いただくことになっておりますので、実際の方の生の声で、日本が何を参考にしたらいいのかというアドバイスをいただければと思います。

駆け足でしたが、情報提供を工藤がさせていただきます。ありがとうございました。

司会：どうもありがとうございました。今まさに動いている案件でございますので、最新の情報をできるだけホットにお伝えいただいたところでございます。このようなスポーツ立国戦略をどのように私どもは見なければいいのか。まずは齋藤先生の方から、15 分という限られた時間ですが、フランスの政策との関係においてお話しいただきます。本来ならば、フランスのスポーツ政策の体系や流れ、そして全体の報告があつて、そのあとに日本ではどうなのかという見方をします。ですが、15 分という限られた時間しかございません。今回はむしろ、日本のスポーツ立国戦略を取り上げたときに、フランスの政策と合わせ鏡のような形で見た場合どういう課題が浮かび上がってくるのかを、日本のスポーツ立国戦略を機軸にしながら見ていただく。このような方法を取っていただこうと考えております。

それでは、齋藤先生どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. フランスのスポーツ政策の動向からみた日本のスポーツ政策の課題と展望

齋藤 健司

齋藤：こんにちは、筑波大学の齋藤です。よろしくお願い致します。スポーツ立国戦略の最後の5回目のヒアリングの時は、7分間だけお話ししてほとんどおしまいだったのですが、今日はもうちょっとだけ時間があるようなので、参考の資料に従いまして概略を説明させていただきますと思います。

まず、フランスと日本のスポーツ行政組織の違いですが、これは既に皆さまご存知かと思いますが、フランスではスポーツ担当省が 1963 年から設置されておりまして、専門の行政機関によってスポーツ政策が一貫して行われております。近年では、健康省ととってもいいのですが、健康スポーツ省となっております。日本で言うところ厚生労働省の下にスポーツ担当省というか庁がございまして、健康あるいは厚生行政、そういうものとの関係が深くなっております。

よく挙げられている日本のスポーツ政策の課題としては、省庁横断的なスポーツ政策、スポーツ行政を実施していく必要があるのではないか、ということが言われております。

そのためにスポーツ立国戦略では、スポーツ庁を作って行きましょうということが実際に議論に上がっております。このスポーツ立国戦略のスポーツ行政組織に関わる部分の評価と課題でございますが、実際に平成23年度の概算要求が8月末に出しております。この内容を見ますと、文部科学省は機構定員要求事項というのを実際に省として要求しております。これはスポーツ・青少年局の要求ではなくて、もっと省全体の要求として出しております。これはスポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課、スポーツ連携室というのを実際に要求しております。今のところ、文部科学省の中での機構改革をするような形で、徐々にスポーツに関わる行政施策の連携というものを進めていこうという動きが見受けられますが、これからどのような連携が行われるのかということについては課題が多いのではないかと考えております。

2つ目にスポーツ法についてですが、こちらも、フランスは1940年からスポーツに関する特別な法律が制定されておまして、1975年、1984年にスポーツ基本法が制定されております。この1984年のスポーツ基本法では、スポーツに関する権利についての条文が入るなど、スポーツを総合的に体系化させるあるいは特殊体系化させるような法の射程というものがあると考えております。

これに対して日本のスポーツ法というのは、いわゆる1961年にできたスポーツ振興法がずっと残っておりまして、どちらかというとなんか非営利のアマチュアスポーツを中心に行政が条件整備を進めていくような法律として捉えることができるかと思っております。そのため、省庁を横断してスポーツ施策全体を統合するような、そういう大きな傘をかけられるようなことはなかなか難しい状況です。スポーツ基本法と言うからには、全体の法体系あるいは政策の体系をもう一度再構築するような、そういうものが必要だろうと考えております。

スポーツ立国戦略でも、このスポーツ基本法の整備ということが挙げられておりますが、確か5月だったと思っておりますが、文部科学委員会で鈴木副大臣が、スポーツ基本法あるいはスポーツ庁の制定や設置の決定というものは文部科学省ではなくて政府として、もうひとつ上のレベルで決定されてこそ、実施に移せると言う主旨の答弁をされております。今は政治が混乱しておりますので、これからそのことが議論されるのではないかと思います。

3つ目は、先ほど申しましたスポーツに関する権利、あるいはスポーツの規範的価値について、どう捉えるかということが大きな課題ではないかと思います。フランスでは、先ほどのスポーツ権に関わる規定が1984年法で規定されておりましたが、現在はございません。確認することができるのは、1998年の社会的な排除に関わる基本法の中で、スポーツへの平等なアクセスが定められております。また、1984年にコンセイユ・デタ(Conseil d'Etat)という最高の行政裁判所が下した判決の中で、スポーツに参加する自由の原則と言うのが

判例法として実際に認められ、それが法の一般原則として考えられるようになっております。2000年に1984年法のスポーツ権に関する規定が削除されるわけですが、これにより、曖昧な権利宣言に関わる規定の時代は終わり、具体的にどのようなスポーツ政策の社会的な課題を法に定めるかという方向に法政策がシフトしていったと考えております。

これはヨーロッパ全体の動向とも平行して行われていたとも認識しております。1992年には、新ヨーロッパスポーツ憲章ができて、具体的なスポーツ政策の課題、スポーツに参加するためにどのような課題があるのかということを中心に規定が生じて参りました。最近では、EUの情勢も活発で、2000年にニース宣言が出され、2004年にはヨーロッパ健康条約の中でも、スポーツ政策についての規定ができました。2007年にはスポーツ白書が出され、実際にスポーツ政策をEU全体として統一して行っていくという流れになっております。フランスの政策もこの流れと同時平行的に行われていると考えた方がいいと思います。

日本の課題は、規範的価値や権利に関わる法令や宣言が全くないということです。アジアを見渡してもありませんから、作った方がよいのではないかと思います。また、スポーツ政策に関する目的や価値も、未だ十分に法令上確認されているような状況ではないというのが大きな問題だろうと思います。スポーツ立国戦略の中を見ますと、「実際に、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、すべての人々に保証される権利の1つである」と宣言されております。この文言を見る限りでは、非常に画期的なことが書かれていると考えております。

しかし、実際のスポーツ立国戦略の体系を考えますと、政策の理念ですとか、法の体系ですとか、そういうものを中核にして具体的な施策や事業の体系がパッケージで出てきているとは言えないのではないかと考えております。やはり法の価値、理念、そういうものから、特に人権というものを中核にして戦略全体に反映させていくことが必要ではないかと考えております。日本スポーツ法学会は、スポーツ基本法要綱案を出しておりますが、今年8月に日本弁護士連合会の方でも、スポーツ基本法立法に向けての意見書の中で、法の支配ですとか権利保護の立場から、基本法を制定するべきだという意見が出ております。

4つ目が、スポーツ財政と政策形成についてです。フランスの2010年度の予算を見ますと、結局のところ、高水準スポーツ、競技力向上に傾斜した予算配分になっておりまして、法律とはほど遠いというのがございます。しかし、フランスではスポーツ予算については評価や理由づけが行われるようになってきました。それは財政について非常に特徴的な改革がフランスでは生じているからです。2001年に予算組織法というのが制定されました。これは、予算構造というものを組織別、費目別に組むのではなくて、具体的なミッション、

プログラム、アクションという政策体系に合わせて組み、その予算の内容を国会で議論して枠組みを決定し、予算の規模を決定していくというものになりました。毎年、年次報告書によって行われた事業評価が出され、この評価に対して国会議員が政治主導で予算をつけるということが行われています。

日本は、このような状況ではないため、大きな改革というのができにくい状況になっているのではないかと考えられます。つまり、省庁から出てきた予算について、それぞれ増分主義的と言いましょか、縦割りの予算を少しずつ削ったり増やしたりする改革しかできない状況がありますが、これに比べますと、フランスはずいぶん改革が進むようになってきております。資料の 5 ページに移ります。結局、スポーツ立国戦略の中の一番の問題は、財政戦略が十分取られていない、予算がはっきりしないので計画の実効性が確保されるのかどうなるのかわからないという点にあります。これはスポーツ政策だけの問題ではなく、国全体の行財政構造の改革がない限り難しいのではないかと考えております。

もうひとつの大きな課題は、新成長戦略ですとか経済財政戦略ですとか、スポーツ立国戦略よりも 1 つ上のレベルでの戦略が出て来ているということです。この中に健康大国戦略ですとか、観光立国・地域活性化戦略ですとか、新しい雇用を含む雇用人材戦略ですとかいったものが打ち出されております。スポーツ立国戦略が、これらの新成長戦略の中でバラバラにスポーツが利用される形で取り入れられるというふうに捉えることができるかもしれません。これは非常に大きな問題です。ただし、平成 23 年度の概算要求を見ますと、「新しい公共」の宣言を踏まえて、文部科学省から省レベルで税制の改定議論が出ております。これが通って行きますと、税制面での改革というのが進んでいく可能性がございます。

最後に、スポーツの団体組織と「新しい公共」という考え方についてですが、フランスの場合では、スポーツ政策の対象をスポーツ運動組織、スポーツ界全体の組織化というようなものを中心をおいて定めております。そのための法的な基盤整備あるいは支援を団体や組織について行っております。特にスポーツ連盟に対する支援を中心に、予算を付けておりますが、日本との大きな違いというのは、スポーツの組織全体をカバーするような政策の立案、あるいは基盤的な戦略というものが不足しているのではないかとということです。スポーツ立国戦略では名前が出てきたり出てこなかったりしておりますが、特に総合型地域スポーツクラブ一辺倒の政策では、なかなか難しいのではないかと考えております。また、先ほど申しましたスポーツの平等ですとか自由ですとか、あるいは基盤整備に関わる多様な戦略が必要ではないかと考えております。

また、特にスポーツ立国戦略の中では「新しい公共」というのが考えられております。

今後、先ほど申しました税制改正など具体的な措置が取られることは画期的なことではないかと考えております。しかし、公共に基づく自発的な市民の協働というものを中心に、スポーツの政策あるいは振興を考えていくだけでよいのかということは非常に問題ではないかと思っております。やはり国家そのものが、民間の力では出来ない例えば施設の整備のようなものについて、どのような立場を取るのかということがあまり明確になっていない状況があると考えております。場合によっては、これは地域格差につながる危険性もありますし、予算が少なくなってくるということも考えられますので、注目して見ていかなければならないと思っております。ちょうど15分頃だと思います。すいませんが、まずは全体のお話をさせていただきました。

司会：どうもありがとうございました。

私ども日本のスポーツ政策は、総合型もそうですけれどもドイツを非常に参考にしているとよく言われております。では、実際にドイツの政策を今のスポーツ立国戦略との関係で見ると、どのように見えてくるのか、そのあたりのところを佐藤先生の方からご提案していただきたいと思っております。それでは先生、よろしく願いいたします。

3. ドイツのスポーツ政策の動向から見た日本のスポーツ政策の課題と展望 佐藤由夫

佐藤先生：みなさんこんにちは、関西国際大学の佐藤でございます。本日は、このような会にお呼びいただき、ありがとうございます。日本体育学会体育社会学の皆さまに御礼を申し上げます。今日は、ドイツのスポーツ政策の動向から見た日本のスポーツ政策の課題と展望ということで15分のお時間をいただいております。大変恐縮ですが、この場をお借りしまして3分だけ、今日の発表に関係することなのですが、皆さんにお話ししたいことがございます。

皆さん方がお持ちの大会プログラム表紙に、斎（とき）先生の絵が入っております。実はドイツとも非常に関係が深いものです。表紙の裏にも出ていますが、ドイツオリンピック協会は「日進月歩」という映画を作っております。この撮影のために、62年から63年にかけて撮影隊が日本に参りました。この映画は、64年のベルリン映画祭で特別賞を取っておりますが、この中に斎先生の絵が入っております。「偉大なスポーツ大国ニッポン-日進月歩」というタイトルですが、この映像の中にも背景として使われていますので、いくつか画像を取り込んできました。グラウンドで墨を使って学生に指導している斎先生の姿を見て、ドイツから来た方に非常に日本らしいスポーツ文化だと印象付けました。映画には東京教育大学の体操選手（当時）小野喬先生らの練習風景や、斎先生の指導風景が映し出されています。

実は、この撮影に関わったのは麻生武治先生や大島鎌吉先生ですが、それぞれ偉大な方々です。福岡孝行先生の名前もあります。先生は、私が最初に入った研究所で会長だった方で、息子さんが現在法政大学の教授でいらっしゃいます。福岡先生とこの映画の主管で全ての監督を務めたゲルト・アーベルベック氏との関係で、ドイツのこの映画は完成をしています。

アーベルベック氏は私の恩師でもあります。当時ドイツオリンピック協会の専務理事で、ゴールドンプランを立案したお一人です。カール・ディーム博士の弟子です。実はカール・ディーム博士と一緒に第2次世界大戦後に戦犯としてイギリス軍に捕まりました。解放後、カール・ディーム博士はケルンスポーツ大学を創られています。アーベルベック氏は、民間企業と一緒にドイツオリンピック協会を作り、スポーツ施設の整備基準と推進計画、いわゆるゴールドンプランを策定した方です。

アーベルベック氏が、ゴールドンプランを1960年に策定してから日本のスポーツを見に来たときに、斎先生の絵と出会い、まさにドイツスポーツ界では斎先生のブームとなったわけです。私も実は、アーベルベック氏から日本に戻すということで、託されたものを1枚持っています。そんなこともございまして、今回学会のポスターを最初に見た時に斎先生の墨絵とドイツの関係を思い出して、感激した次第です。ご報告がてらご紹介させていただきました。

あまりしゃべっていると時間が少なくなりますので先に行きます。ドイツということなのですが、お手元の資料に大体のドイツのスポーツ政策の経緯が載っております。かつてヒトラーの時代には労働者のスポーツクラブからまずつぶされ、スポーツをオリンピックではプロパガンダとして活用され、散々な目にあったドイツです。今日、そういった経緯もあるのでしょうか、国が直接スポーツに関与するというよりも、皆さんご存知のドイツオリンピックスポーツ連盟、ここがスポーツ振興の実際の役割を果たしております。

そんな歴史背景を持つドイツから見た新しい日本のスポーツ政策のあり方について述べるというのは、非常に難しい面があります。ドイツは、ご存知のようにスポーツ省はありません。国のトップアスリート、いわゆる国、すなわち連邦を代表する選手のことや、国際的な試合の招致開催などについては、内務省が担当しています。それ以外のいわゆる地域スポーツとっていいのでしょうか、一般の人のスポーツについては、州政府ないしは地方公共団体が支援をしているというような形で、しっかりと分けられております。しかも、実際のスポーツ振興は、例えば陸上競技であれば陸上競技連盟と言うように、競技スポーツ連盟が、例えば鬼ごっこで走っている姿を見れば、それは陸上競技連盟が面倒を見

てあげる。その子が走れることを担保する、いわゆる守ってあげるのが連盟の役割として
いるのです。

ドイツの各スポーツ連盟は、要は「スポーツをやりたい人は必ずスポーツができるよう
に、その人の権利を守ってあげる。」こういった形で、いわゆる民間団体が中心になってス
ポーツ振興を進めています。ですから、スポーツ政策を作って、日本が示すように一律的
に動いていくのとは少し違ったところがあります。そんな中で、今回のスポーツ立国戦略
を拝見いたしました。ドイツの方から見るとどういいうイメージを浮かべることができるの
かということで、いくつかにまとめてみました。

個人のスポーツをする権利を担保するための役割分担を明確にしていく。これは、先ほ
ど言いましたドイツの場合ですけれども、日本がこういった形で戦略を立てて行くことは
大変素晴らしいことです。しかし、読み進めていくと、どれが国の役割なのか、どれが都
道府県なのか、どれが市町村なのか、体育協会は、競技連盟役割は。これまでスポーツの
振興に関わってきたさまざまな組織が、これからどのように携わっていくのか、やはり、
このへんがどこまで明確になるのか心配です。逆に言うと、どこが責任を取っていくか、
こういったことが明確になるかならないかというのは、非常に大きなことではないかと思
います。これは、明確に分かれている現在のドイツのスポーツ政策と言いますか、スポー
ツ振興の現状から見れば、このように問うのは当然のことではないかなと考えます。

ドイツの場合、やはりスポーツといえますと地域のスポーツクラブです。国民の約 28%
が地域のスポーツクラブに登録しています。また、それ以外に個人でスポーツを楽しむ方
もたくさんいます。テニスなどは民間のスポーツクラブで楽しむ方も少なくありませんし、
最近では民間のフィットネスクラブも多くなってきております。こういった方々が、一人
ひとりのいわゆるスポーツをする権利を守る。これがスポーツ振興の重要なポイントにな
ってまいります。今回のスポーツ立国戦略では、個人で楽しむ方、ないしは民間のテリト
リーで活動する方々についての記述が、少々薄いのではないかと思います。

ドイツにおいて、すべての人のスポーツの権利を担保するためには、すべての人、いわ
ゆるどんな方に対しても一人ひとり説明できるものが用意されていないといけないと言わ
れております。こういう観点から見ると、これはスポーツ政策ですので、ある目的があり
それに向かって行くということがありますが、より広い形で多くの国民の方に寄与できる、
そういう戦略であることが必要ではないかなと見させていただきました。

ドイツでは遊びや健康づくりを基盤として、今日では環境問題にも取り組みながら豊か
なスポーツライフを実現するために、運動やスポーツが大変重要な役割を担うようになっ

ています。遊びや健康づくりは、スポーツという言葉に含まれると言われたり、健康づくりはあっても厚生労働省の言葉でスポーツの場では使えないとか、日本の場合、非常に難しい解釈がありますが、やはりこういった幅広い分野にわたることが、特にライフステージごとに方向性を述べる場合には必ず必要です。ドイツは、スポーツは自由時間活動という考え方が基本的なベースになります。そうした中では、皆さんご存知のように、遊びやこういったものについてきちっとした位置づけをし、それぞれの支援をしっかりとしていくということが、日本でも求められるのではないかと思います。

新しい課題である環境との問題についてですが、スポーツを広めていく、スポーツを実施していく上では、やはり環境との関係については明快な答えを出していくことが常に求められております。ドイツは1980年代から、いわゆる日本の体育協会的な位置づけのDSB（ドイツスポーツ連盟：当時）にスポーツと環境局というものを設け、専門官がスポーツと環境問題に対して取り組んでおります。スポーツ立国戦略では、環境というキーワードは見受けられませんでした。

そういった問題の1つにスポーツクラブの問題があります。実は、70年代に我が国ではコミュニティに関して自治省が研究検討を進め、新しいコミュニティづくりが非常に言われたときに、当時の自治省の方々もドイツのスポーツクラブを一生懸命勉強されました。その結果、東京都三鷹市で行われた新しいコミュニティづくり、いわゆる三鷹方式といわれる各コミュニティセンターにスポーツ施設を併設するとともに、地域住民が運営に参画し、クラブ化を推進するなど、新しい取り組みが注目を集めた経緯があります。

ドイツのようなクラブを目指して普及を図った総合型地域スポーツクラブは、すでに既存のクラブと比べていいほどに成長して参りました。今回のスポーツ立国戦略の中でも、非常に重要な役割として位置づけられております。法律的に言いますと、ドイツのクラブは、登記社団と言いまして、社団法人格を持っています。7人以上のクラブはすべて登記社団法人です。これは、結社の自由といういわゆるドイツ基本法に基づくもので、7人以上いて、非営利で、総会を実施し会費を徴収するものは、どんな団体でもクラブとして認められます。よくスポーツクラブ法という言い方をされる方がいたようですが、例えば、音楽のクラブもそうですし園芸やヌーディストのクラブもすべてが対象となります。ドイツでは、結社の自由がドイツ基本法で認められているから、スポーツクラブも法人格をとることができます。

実は社団法人ということと、日本が今日進めているNPO法化というのは、クラブの方向性が大きく違ってくる箇所があります。これは、いわゆる共益性があるかどうかということに大きく関係しているのです。日本では27、8人1種目1世代のクラブが35万から

37万あると言われています。これらのクラブは、公益性のみ追求しており、かつてはクラブではなくてチームだ、サークルだと言われたことがあります。しかしドイツでは、7人以上はすべてクラブとして認められます。条件を満たせば公益性のクラブも大丈夫です。補助金や支援については、すべてのクラブが原則として平等に受けられる権利を持っています。そのおかげで、スポーツクラブとしては今日、9万のクラブが地域にあり、州スポーツ連盟傘下で国民の約28%の方が所属しています。スポーツ政策の重要なことは、このクラブの人たちがいかに自分たちのクラブ活動を持続させていくかであり、そのための自治体の理解と支援、またスポーツ連盟や専門競技連盟の支援の在り方が明確になってくるのです。こういう中で、スポーツクラブを中心としたスポーツをするためのシステムがドイツで出来上がっていったのです。

日本でも多くの方が参加し、いつでもどこでも誰でもいつまでも、スポーツとのかかわりが持てる場所として総合型地域スポーツクラブが注目されていますが、ドイツのように会員全員が総会の投票権を一票持っているクラブというよりも、多くの総合型地域スポーツクラブでは運営する側が正会員として一票持ち、クラブへ来たお客様へのサービスをする。このサービスをすることが、社会貢献活動という形で1つのクラブが存在しています。それが今回の立国でもかなり強調されています。我が国の現状においては、これは非常によいことだと思いますが、ドイツから見れば、いわゆるクラブでなくて、それは地域スポーツ振興事業団ということになります。自分たちのスポーツを楽しみ、自分たちで運営するクラブではないんじゃないかと。そのあたりが、日本とドイツのクラブを比較したときに大きな違いとなってきます。計画でもいいです、法律でもいいです、スポーツを「する」ことにやはり価値があり、「する」ための仕組みをどのように作っていくか、もし私たちがクラブというものを取り入れるのであれば、やはりドイツに学ぶことは多いのではないかなと思っております。

簡単ではございますがドイツの事例展開からみたお話しを終わりにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

* 齋 辰雄 先生 (とき たつお 1904年～1967年)

アムステルダムオリンピック十種競技出場 元中京大学体育学部長

司会：どうもありがとうございました。今ですね、フランスの事例、それからドイツの事例について、ずいぶんお国柄と状況は違うわけですがけれども、今の日本の実情との関係において、具体的に分析し提案していただいたわけでありまして。それらを踏まえて、今度は指定討論者のおひとりであります菊先生に、お話を伺いたいと思っております。

菊先生には2つお願いしてございます。1つは、イギリスのスポーツ政策の問題について、やはり私どもの参考になる点が多いものですから、触れていただきたいということです。もうひとつは、フランスあるいはドイツのお話しをお聞きいただいたところで、それに対する指定討論者としてのコメントをいただくということでございます。それでは菊先生、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

4. 指定討論 英国のスポーツ政策を含めて 菊 幸一

菊先生：筑波大学の菊です、よろしくお願ひします。私の方はちょっとお題が多いものですから、ストレートに話をさせていただきます。3枚ものの資料をご覧ください。まず、イギリスのスポーツ政策の動向と背景ということですが、他の諸外国もそうですが、政策というものを基本的にどう考えるか、そのバックボーンになっているコンセプトですね。これは当然のことではあります、政治と関係するわけです。

イギリスは基本的に、いわゆる憲法であるとか、そういうものを持たない国です。ですから、何かをやっていく場合には、それぞれの時限に合わせて、それぞれの社会状況に合わせて経験法に基づいて法律を作っていきます。だからイギリスの法律は、ほとんどレポートというタイトルになっていると思います。先ほど紹介にありましたオリンピック法も、実際には時限的なもので、ある種のレポート風になっています。イギリスは議員内閣制の1つのモデルですが、その政権がこのような状況の変化に対応していくことが当たり前になっていますから、昨今の日本で真新しく叫ばれている政治主導などという言葉はそもそも存在せず、当然のこととして受けとめられているわけです。

端的に言えば、政治とは、立法が法律を作ってそれを行政が運用していくことです。その意味でイギリスは、(政権交代がほとんど起きなかった)日本のように何か普遍的で変わりようがない大きな法律の傘があって、行政サイドがその解釈を(形式的な諮問—答申を審議会に委ねるように)ずっと突き詰めていって、「はいやりますよ」というような悠長なことをやっているわけではない。イギリスではいろいろな政策を打っていくときに、Quango (クワンゴ、注：政府が意見聴取の対象とし補助金を提供している、例えば NPO や慈善団体など各民間組織の総称) による調査結果やレポートを吸い上げる仕組みがある。それによって政府がレポート化した政策を実行するのが、例えば Sport Council など政府に託された民間の諸団体です。政府は、基本的にお金は出すけれども口は出さない(もちろん結果や成果に対する査察や評価はしますが)。「そこでおやんなさい」という考えです。Sport Council の発展形態のひとつが Sport England で、これは主に大衆スポーツの普及・発展を中心に政策を展開しています。もうひとつの UK Sport という組織は、主にオリンピックを頂点とするトップスポーツを統括する競技団体を対象として、競技スポーツの推進

をめざしています。また、チャリティ組織である Youth Sport Trust は、子どものスポーツをめぐる諸問題の解決をめざしています。これらのしくみを支える政策的ポイントは、簡単に言うと実効性のないものは政策ではない、基本的に諸問題を実際に解決しなければ政策として認められないんだという、そういういわゆる empiricism、経験主義的な伝統をイギリスの政治というのは持っているということで、イギリスのスポーツ政策を考える場合、このことをまずベースにおいておかなければなりません。

ですから、イギリス政府が本格的にスポーツに対してその基本的性格である、ある意味での（市民的）自由性に介入していくということは、イギリスの雰囲気からいうと起こりにくいことだったと言えます。しかし、体育は別ですよ。体育はある種の階級的な社会の中で、いわゆる下層的な労働者階級をどのように引き上げていくのかという、教育的な意味として位置づけられていますから。これに対して、スポーツは基本的に、ご存知のようにリベラリズム（自由主義）なんです。これに対しては、もちろんさまざまなイデオロギ一的な批判がありますがけれども、基本的には、そういうスポーツを開発した階層、階級（上流—中流階級）ですね、そこに属する人々の考え方に基づいて、スポーツというのは社会の中で展開されてきた文化だということです。

だから、イギリス政府は、スポーツに対して介入することに非常に慎重なスタンスを取ってきました。ところが 95 年に "Sport : Raising the Game" が制定され、これもレポート風になっておりますけれども、保守党のメジャー政権下で、本格的な政治介入が始まります。これは、日本と同じく 94 年から始まった国営宝くじ資金というのがベースにあります。2000 年に入り、97 年に誕生したブレア政権は、さらにスポーツ政策に拍車をかけていきます。基本的には、2000 年の "A Sporting Future for All" というレポートと、2008 年の "Playing to win"、これが非常に大きな影響力を与えています。それから、2002 年の "Game Plan" です。簡単に言いますと、資料 1 枚目の真ん中の方にブレアの発言とありますが、"Sport is a powerful and often under-used tool that can help government to achieve a number of ambitious goals" とあり、スポーツというのは、政府が何かをやっていくときのベーシックなツール（道具）なんだと、割り切っているんですね。

そういうなかで、スポーツの社会的な貢献や効果というものを大いに期待する。だからこそ、そのために無駄なお金は使わない、使わせないぞ、ということなんです。ところで、スポーツは現在、Department for Culture Media and Sports (DCMS) が所管庁になっています。これに対して、いわゆる教育としてのスポーツ、つまり体育は、2007 年から Department for Children, Schools and families (DCSF) がやっており、完全に分かれています。先ほども言いましたが、基本的にリベラリズム（自由主義）とエンピリシズム（経験主義）を基調とするイギリスでは、学校体育においてさえ、これまでである意味でナショ

ナルカリキュラムを作って国家が推進していくというのをかなりためらってきた歴史的背景がありますので、体育政策の面においても、地方教育当局によってその社会的な意義や政策的実効性の徹底が図られるという考え方が強く存在していました。

多民族国家のイギリスには、**Children, Schools and Families** というように子ども、学校、家族をひとつのセットとして政策対象とする省庁があります。これは、現在のイギリスの社会構造がさまざまな人種構成によって成り立っていること、それがイギリスの社会的基盤であることを意味しています。そしてそういう基盤に対して、体育はいかに貢献するのかが考えられているわけです。その実効性を担保するために、体育については子どもプラン (**children's plan**) とのつながりのなかで、総合的政策の一環として展開されています。体育と関連してこれを担っていくのが、先ほど申し上げた **Youth Sport Trust** であるとか、**Sport England** であるとか、というスポーツ組織ということになります。つまり、イギリスのスポーツ政策は、スポーツから体育への流れのなかで、学校に対していろいろなアプローチを行っているということになります。

資料 1 枚目の真ん中あたりに **PESSCL** や **PESSYP** という略語で書いてある事項がありますが、これは、体育授業や学校の課外スポーツとクラブスポーツとをリンクさせて子どもたちに週 5 時間の運動を提供し、確保することがめざすスポーツ政策です。そのために、約 100 億ポンド、日本円にすると 1 ポンド 160 円で換算して 1 兆 6000 億を投入しています。この数値については、さすがに我々も間違いではないかと疑ったのですが、どうも間違いではないようです。つまり、この予算額の大きさからみても、これは先ほど言いましたけれども、子ども全体の生活を向上させていくという総合的な子ども政策のなかで、スポーツが果たす体育的な役割が非常に大きいのだということを、スポーツの側から政策的にアプローチしている結果だということが言えると思います。

これ以外では、2008 年の "Playing to win" です。これについても、先ほどの **PESSCL** と同じ額が投入されています。国営宝くじからも予算が投入されていますが、政府援助と合わせて計 3 兆 2000 億円もの巨費が、この 10 ヵ年計画の中で予算化されています。これだけ大規模な予算が、スポーツ政策を非常にプラグマティックに展開していくために投入されているというのが、イギリスの状況であるということを理解していただきたいと思っています。

こんな話をしていたらこれで終わってしまいますので、(資料の) 2 頁目を見てください。ここでは、さまざまな省庁や組織、そして機関が、それぞれの政策を実現するために、彼らはパートナーシップという言い方をよくしていますけれども、お互いに協力しながら機能していくということを非常に重視しており、それが前提になっているという

ことがよく理解できます。

それでは次に、指定討論者の役割を果たしたいと思います。スポーツというのは基本的にはリベラルであると言われ、それに対して政策というのは、ある意味で強制的に何かを方向付ける、ある種の方向付けを行う機能を有しています。実はこの関係は、考えてみると水と油の関係ですね。今までのお話を聞いておりました、スポーツ政策というものを考えるときは、この点を認識することが大事だと感じております。その上で、どういう政治的なパワーを発揮するのか、あるいはせざるを得ないのか。そのパワーはどこから認められるのか、認められないのか。こういうことを研究していくのが、そしてそれを社会のベースメント、社会構造の側からの問題として研究していくのが、私は社会学ではないかと思っています。

その場合、そこに（資料2枚目の下に）簡単な図（図1：政治と政策の枠組み）を書いたおきましたが、政策の枠組みというのを考えていくとイギリスの場合には経験法ですから、政策形成過程と実施過程というのが完全に、ある意味で独立しつつ、機能的につながっているわけです。これは、政策を作っていくのは法でありレポートであり、それを実施していくのが行政であり、その下にあるさまざまな民間の諸団体である、そういう位置づけになります。

日本の場合は、どちらかと言うと行政や執行機関が、自分たちのお手盛りで法律的な内容を構成（政策形成）して自分たちでそれをやっていく（政策実施していく）という、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、やらされる方がやっていくということになりますから、ある意味で形成と実施の間に癒着みたいなものがあり、誰もそれを批判できないような仕組みがあるという話になるわけです。つまり、（政権交代がほとんど起きなかったことの結果として）行政にすべておんぶに抱っこで、そこに政策自体が一極集中し、依存していく仕組みです。これは、基本的には体育的な体質を生み出していきます。ですから、そういうスポーツ政策をめぐる体育的な体質をまずきちんと相対化して（そのために体育社会学的なスポーツ政策論が必要になってくる）、そこで歴史的な検証を行った上で、それを折り返して（自己反省して）新たな課題を設定してその解決の方向をビジョン化していくという基本的な概念を、学会がきちんと形成していくべきではないかと思っています。それができるのが、私は（体育）社会学だと思うし、そういう（従来の経営学や行政学の限界を超える政策科学を考える）意味でこの学問領域には、より大きな期待がかかっていると思うのです。

次に（資料の）3ページ目をご覧ください。こういった日本の現状を考慮に入れると、イギリスのスポーツ政策から、私たちは何を学ぶのかということがポイントになります。簡

単に言うと、イギリスがスポーツをこれだけ道具化するという事は、ある意味で階級社会を背景にした社会の不安定さを安定化させていくための1つの福祉政策として、それをやらざるを得なかったということがあるのではないか。それは当然、ヨーロッパ諸国も同じです。東側諸国との緊張関係も影響を与えていましたから、90年代に入る前までは、ゆりかごから墓場までという形で、いわゆる下層階級に対してさまざまな種の懐柔策を取ってきたわけです。

それに対して、日本にはそんな必要があったのか、あるいはそういう契機があったのかということですが。カルチャーとしてのスポーツというのは簡単ですけども、そういう理念で理解し動くのではなくて、実際の社会との連動性の中でスポーツがどう見られていくのか、扱われているのかということを考える必要があるということなのです。これに対してスポーツ立国戦略の中では、ガバナンスであるとか、団体や組織に期待するとか書いてあるんですけども、結局、子どものスポーツでさえこれだけ全国大会を実施して、いろいろなイベントを打っているわけですが、そのイベントの主体（主催）は何か、誰かという、基本的には学校の先生のボランティアに頼っているというのが現状です。

そのため、ほとんどこの営みは社会には開かれていません。そういったイベントにメディアが資金を投資したり、取り上げたりすると「ハイハイ」とメディアとの利害関係でイベントを開く。むしろ年に3回も4回も学校期に全国大会を開いている例は他の国ではあまり見かけないのですが、要はその主体が、ほとんど学校というものを基盤として人的なものも含めてすべてそこで動いていることに何ら疑問を感じない（体育的）仕組みができあがっている。あえて言えば、体育がスポーツを独占していると言ってもよいでしょう。教育がいろいろなスポーツの広がり、教育というフィルターをかけて体育という形で独占しているのではないか、その体育的志向がスポーツの社会的な広がりをむしろ阻んでいる側面があるのではないか、という視点です。教育のなかで体育関係者の皆さんはそれなりに意義を理解し、これはいいことをやっていると思っているんですけども、実は社会におけるスポーツの意味や価値はもうずっと向こうまで広がり、深まっていて、そのズレがどんどん大きくなっているというのが、実情ではないかなと思うわけです。

ですから、日本ではスポーツは中立的存在であるとか、あるいは体育は、政治や経済とは関係ないんだという形でずっとやってこられたわけです。そのトラウマ（逆にスポーツと政治を絡ませるのはタブーであるというラベリング）を、どこかで払拭、清算しなければいけないと思います。そうしなければ、体育というのは大変に制度的には保守的ですから、その保守的な発想からはなかなか抜けきれないのではないかと考えてしまいます。日本では、どうしてもめまぐるしく変化する社会動向や理念と、実際の自分たちの現状というものがあまりリンクしていかない、頭では分っているんですけども、なかなか実際には

ついてこられないという、そういう状況がスポーツ政策をめぐって生まれてくる歴史社会的背景や構造的要因があるのだということをもっと自覚すべきではないかと思ひます。

ちょっと時間をオーバーしましたけれど、あとからまたお話しをしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

司会：今、イギリスの事例を踏まえながら、体育とスポーツという政策的な背景の問題にも踏み込んでお話しをいただいたところでございます。ありがとうございました。それではですね、今度は野川先生の方から、3名の皆さん方のお話しをお聞きしてのコメントをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

5. 指定討論 全体的なまとめをかねて 野川春夫

野川先生：順天堂大学の野川でございます。3名の意見を聞いて、きちんとまとめるというのは、この短時間ではかなり難しいと思ひます。齋藤先生の方から、一番印象に残ったのは、今回のスポーツ立国戦略というのはいわゆる法的整備がまたまだ甘い、弱いんじゃないかという点。それから、戦略の位置づけがいわゆる新成長戦略のその他の立国戦略とは同等ではなく、その下位に位置づけられてしまう恐れがあるという点であり、このへんをどのようにするべきなのかというご指摘がありました。

これ以外では、「新しい公共」という文言が入ってきたときに、「新しい公共」とは本当は何を意味するのかと言うこと。これは日本のスポーツ立国戦略に書いてあるものですが、いわゆる市民とかNPOとか、あるいはスポーツの団体が色々なことをやっていくだけではできないことがたくさんある。いわゆる国の役割と、それから自治体の役割と、それから個人あるいはスポーツ団体との役割の棲み分けを明確にしなければいけないというご指摘をされておりました。もう1点、恐らく一番重要であり我々がほとんど介入できないことになるんですが、お金の問題についても言及されて、いわゆる財源とか予算というものの措置が、決定的に欠けているのが日本のスポーツ立国戦略になるのではないかという点もご指摘されました。

それに対しでドイツの方は、いわゆるスポーツ振興を国はあまり主導しないとおっしゃっていたと思ひます。特に日本のように、スポーツクラブを作って社会の色々な課題を解決しようという方向性にはありませんでした。いわゆる日本の総合型地域スポーツクラブというものが立ち上がったのは、青少年の健全育成とか、地域の連帯とか、いろいろな社会的な課題をスポーツというテーマでなんとか解決できないかという流れからであり、ドイツと日本の違いは、そのあたりの違いも影響しているのではないかというご指摘でした。

それ以外では、法律的に見ていわゆるクラブの法人化が容易であるということや、補助金にしてもクラブの設立にしても、恐らくは場所などスポーツをする環境にしても、平等な権利というものがもたらされており、いわゆる早い者勝ち、強い者勝ちではないということをご指摘されていたと思います。

イギリスのことにつきましては、たぶん省かせていただいた方がいいと思います。ただ、菊先生が言っていたように、スポーツはそれ自体が政治的なツール、いわゆる道具として扱われています。簡単に言ってしまうと、社会で色々な問題があるからそれをどのようにして解決していったらいいかという、いわゆる政治が介入するという言い方をした方がいいのかもしれませんが、それはあくまでスポーツなんです。特に学校体育においては、そういう介入はなされていないということなんです。

皆さんご存知かもしれませんが、イギリスと同じような形で展開しているのが、オーストラリアやニュージーランドになります。これらの国々は、新しい政策を次々と打ち出して、いわゆる社会で問題になっていることをドンドン解決していこうとする。この流れは、どちらかと言うと大英帝國的な発想であり、やり方ではないかと思います。

鹿屋体育大学の初代学長であった江橋先生が、昨日の懇親会で私にこういう話をされました。「最近、君らはスポーツのことばかり勉強する。スポーツ、スポーツと言っていて体育学のことなんてやっていないだろう。体育とスポーツはやはり違う。社会的な位置づけにおいても、たぶん政治的な位置づけにおいても違うんじゃないか」。皆さんのお話を聞いていると、江橋先生が話されていたこととかなりピッタリ来るんじゃないかなという感じがしております。

指定討論者としての立場からしますと、1つは、これは齋藤先生がおっしゃっていましたが、(資料の) 2 ページ目のところの一番上で、いわゆるスポーツ立国戦略の評価と課題で(3 つ目の中ボチで)、これは齋藤先生が非常に強調されていた「スポーツ立国戦略は文部科学省の中で提案することができたが…」というところで、今後は政府全体の方針により決定されるものであるということは、いわゆる省庁間の連絡、調整、そして協議というのが、本当に具体的になされるのかが、一番の課題ではないでしょうか。多分皆さん全員のところに渡っていると思いますが、菊先生たちが入った特別委員会が出てきた意見であり、今年の体育学会の臨時総会議題の後半部分に色々な意見が書かれております。あまりにもひどいのは予算措置が全くないと言うこと。それから各省庁間の連絡、調整、協議なしに、いわゆるこういった振興法は恐らく進まないだろうと言うことが、ここにも書いてございます。

それともう 1 つですが、法律の話がだいぶ出てまいりました。スポーツ立国戦略、それからスポーツ基本法、スポーツ振興基本計画、色々出てくるんですけども、法律というものとスポーツ立国戦略とを一緒にしてしまっ、法律家から見てあまりにも言葉が甘いと言われて、はいそうですと言うべきなのか、戦略の中の文章はもうちょっと夢があつていいものなのか、そのあたりを、齋藤先生にお聞きしたいと思っております。これに加えて、平成 13 年か 14 年から、いわゆる基本法というのがドンドン出てきております。近々では今年の 5 月、超党派でありました公共サービス基本法というものが出ております。その前はたぶん、男女雇用機会均等法を実行するための基本法的なものも出ていると思えます。スポーツ基本法というものはどうあるべきかということも含めて、もうちょっと議論を深めたいと思っております。以上でございます。

6. 質疑応答

司会：どうもありがとうございました。

それではですね、3 名の方々、ちょっと前の方に出てきていただいてよろしいでしょうか。お願いします。

今、3 人の方からご提案をいただいて、2 人の方から指定討論の形でコメントをいただいたところでございます。そこで次に、時間があまり残っておらないものですから、先ほど申し上げましたように、ご質問は色々あるんだろうと思えますが、一問一答していきますとそれだけで長くなってしまう可能性がございますので、まとめて 2、3 名の方からご質問やご意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。それでは、どなたからでも結構でございます。ご質問、あるいはご意見を頂戴できればと思えますが、いかがでしょうか、どうぞお願いします。

いかがでしょうか。色々な話しがババッと出てきましたので、整理をいただく時間も多少必要ではないかと思えます。それでは時間もあまりないものですから、少し頂点を絞りながら話をしてみてもどうかと考えます。途中でご意見とうとうあればいつでもおっしゃっていただければと思えますので、よろしくお願いします。

まず 1 点目ですが、先ほどから皆さん方がおっしゃっている中で、あるいはこのスポーツ立国戦略の中で踊っております言葉に、「新しい公共」という言葉がございます。この言葉についてですが、実は今年の 1 月 25 日の内閣総理大臣決定ということで「新しい公共、円卓会議の開催について」というものがございました。内閣総理大臣所信表明演説に基づいて「新しい公共」という考え方が出され、それに基づいて会が進められて 6 月の 4 日に「新しい公共宣言」というものが出されたわけでございます。そこでは「人々の支え合い

と活気のある社会、それを作ることに向けた様々な当事者の自発的な協働の場が新しい公共である」という論じ方をされています。それをまとめてみると、行政だけではなくて、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財、サービスの提供主体となり、教育や子育ての分野に留まらず様々な分野で活躍することを意味しています。

ここでいう「新しい公共」という言葉が、実を言うと2月に出されてすぐに何回かの決定ですぐに宣言まで行ってしまふ。鳩山政権下で作られた言葉でございますけれども、非常になんとなくその深い印象がないわけでございます。それにも関わらず、これに基づいて、今回の立国戦略の中でも「新しい公共」という言葉が盛んに使われているということが予想されるわけでございます。

そこでまず先生方にお聞きしたいことは、「新しい公共」という言葉が実際こういう形で動いているんだけど、今回のスポーツ立国戦略における「新しい公共」の使い方、考え方についての課題を、今一度少し整理いただけるとありがたいと思います。まずは菊先生、いかがでしょうか。

菊先生：細かい点について検討すると時間がかかるので、先ほどの大きなフレームでいきますと、いわゆる体育的な公共性の使われ方というのはもうお手盛りで自作自演なわけです。すなわち、依存する公共性なわけで、何かをビルディングしていくというのではなくて、与えられたものをそのまま行使していくという意味での公共性になります。そこでは、職的基盤の安定を含めて、すべての基盤が整っているところでスポーツというものが体育の中に組み込まれていく。だから、例えばボランティアが本業を超えるところで部活動指導が行われることも正当化されていくわけです。これが、結果的には日本のスポーツ政策を支える制度的基盤にもなっていくということです。

これに対して「新しい公共」というのは、スポーツが持っている庶民的なエネルギーであるとか、プレーに対するパッションであるとか、そういうある種の非常にダイナミックな人々のスポーツに対する志向ですとか、欲求ですとか、健康に対する必要性でも構わないんですけど、運動と人間の間をめぐるそういう直接的なダイナミズムですね、これをどういうふうにもう一回整理していくのかという意味での、(下からの)公共的な概念だと思ふんです。

これは皆さんご存知だと思いますけれど、社会学には「第3の道」を唱えたアンソニー・ギデンズという方がおります。ある意味でブレア政権の支柱であったブレンです。体育やこの体育社会学から、そういうブレンを出していかなければいけない。直接行政の下請けをするのではなくて、政策秘書なり政策のブレンとしてきちんとそういうものを提

言していけるような仕組みを、まず我々の方から働きかけていく必要があると思います。

学会の 1 つの知的財産を、しっかりと政策に反映させていくようなそういう力を持たなければいけない。そのためには、先ほどイギリスの例で申し上げたように、いろいろな組織が互いに働きかけていくなかで、そのダイナミズムの結果として「新しい公共性」というのは生まれてくるのではないかと思います。今はちょっと求められる新しい理念と歴史的現実の溝が大きすぎて、そこを埋める戦略というものが求められているのではないかと思います。

司会：ありがとうございました。その一方で、先ほど佐藤先生は、要するにクラブと言ったときにですね、共益性という、つまり公共という問題を考えるときに、共益性と公益性といいたいまいしょうか、要するにクラブ法で言うところの 7 人のクラブと 1000 人のクラブは、お互いのクラブの中の人たちに対する貢献という意味での共益性が、スポーツをする側から見て「新しい公共」という言い方で間を埋めるのはよくわかる。しかし、どうもドイツの持っているクラブという考え方と、日本の公共という言い方はちょっと違うのではないかとご意見があったと思います。そのへんについて少しコメントをいただけますか。

佐藤先生：私もまだ「新しい公共」について勉強している途中でございます。ただ、ドイツのクラブで先ほど共益性ということを行いましたけれども、もちろん、最近のドイツのスポーツも、例えば統合という言葉で東側から西側に来た方が、なかなか職に就くことができずどうしようもないという問題や、人種問題でもある外国人労働者の問題をスポーツの場で一緒に行こうという流れもあります。それがクラブであるし、そういった意味でクラブは世界的に大きく貢献していることになります。もちろん例えばの話ですが、こういったことが言われておりますので、必ずしも共益性だけを追い求める、いわゆる自分たちの楽しさだけではないという考えが出てきたことは確かです。

ただ、クラブができた過程からすれば、自分たちの権利を行使する場であり、それぞれが知恵を出し、カネを出し、そして汗を出す、そういった流れで来ております。これを公共だと言われると、彼らは自分たちのスポーツをする権利を行使する場に、何らかの国ないしは州あたりからの何がしかのものが入ってくるということで、抵抗感があるんじゃないかと思います。もちろん、実際にはドイツのクラブなども、この「新しい公共」の体をなしているということ、日本の総合型地域スポーツクラブ的な観点や、やはりそこに携わっている人から見れば、この「新しい公共」という言葉は、ある意味では非常に生きがいにもなりますし、自分たちの評価がそういった形でなされるということについては、非常に歓迎されていくのではないかなと考えております。

司会：そこで気になるのは、ドイツの場合は、スポーツをする側の立場で自分たちがやりたいことをお互いがクラブとして認め合っただけでなく、その権利を広げながら主張して政策化していくという流れがあります。そこでまた公共的な動きというのは出てくると思いますが、ここで言う「新しい公共」は確かに重要だけれども、今おっしゃるように、どこかで町のためにならなければいけないとか、それこそ先ほど事業団とおっしゃいましたが、自分たちがスポーツを楽しむために作ったのに、町のために何かをしないと、それはダメなことだと言うようなイメージを持つてしまうのではないかと思います、そのへんはどうですか。

佐藤先生：存在することに社会的な価値があるんだ、そういう認識はあります。ドイツのクラブは、多くは地域のために何かをなすということありません。そこで自分たちが充実した時間を過ごす、ないしはスポーツで自律するという言い方をするんですが、そして自律し健康な人間が地域にいっぱいいるということは、結局はクラブが地域社会に大きな貢献をしているということにつながることになる。ですから、クラブというのは自分たちの楽しい時間を過ごす場であると多くは割り切っております。

司会：ありがとうございました。一方で、先ほど齋藤先生がおっしゃったのは、下からの公共ということと、国の役割などを明確にしないとだめなんじゃないかというお話があったと思います。このあたりを「新しい公共」との関係で少しコメントをいただければと思います。

齋藤：まず「新しい公共」を担うクラブも必要だし、極めてプライベートでスポーツをしたいというクラブも必要だし、この両方が大事なんです。「新しい公共」というのは、どちらかという国が社会的な価値を実現するために支援の対象にしますよ、政策の対象にしますよということを書いてきた、そういう政策の中で出てきたものだと思います。

ですから、様々なクラブあるいはスポーツの組織には多様な形態があり、その多様な形態を認めていくのが大事であり、その1つとして今回、「新しい公共」を担うスポーツクラブ、どちらかと言うと総合型地域スポーツクラブが課題としていたものも引き継ぎながら、そういうものが出てきたことがいい事だと思います。ただ、多様な組織形態に対する多様な基盤整備の必要性にばかり話しが偏るとまた問題であって、この組織的な課題とは別に、やっぱりハード面のもうちょっと違う課題について、何だかの国の政策というものを確認していく必要があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

司会：ありがとうございました。今の「新しい公共」についての議論は、非常に難しい話で

はございますけれども、このあたりに関連して何かご質問やご意見等あればいただきたいと思います。よろしくお願いします。

質問（影山先生）：いわゆる「新しい公共」を考える場合に、スポーツとは一体何だという概念をはっきりしないといけないのではないかと思います。スポーツというのは、いわゆる現代社会に対するひとつのレジスタンスとしての側面があると思っています。一方で、政府はスポーツを自分たちの権力支配の道具にしようとしている。また、人々は自発的、自主的にそこに行きたがっている（それを享受しようとしている）。それが今の政治状況だと思うんです。そこでスポーツがうまく利用されている。例えば、岡崎の地域社会の問題を考えてみましても、NPO だとか新しい公共だとか色々言われているけれども、結局下請け機関になっているわけです。そんな時にいわゆる「新しい公共」という概念が出てくるというのは、今の政治体制に対するひとつの批判というかレジスタンスというか、そういう側面を忘れていてからではないかと思います。そこらへんを考えなければならないと思います。

司会：ありがとうございました。

質問（影山先生）：スポーツ立国戦略と言うならね、やはりスポーツとは何だということを、明確にしてから言わなければならない。それをしなければスポーツ冒涇論になる、私はそう思います。

司会：ありがとうございました。今、重要なお発言をいただいたんだろうと思うんです。次の論点にちょっと移ってみたいのですが、先ほどの菊先生のコメントにもありましたけれども、日本には体育政策がある。つまり私どもがスポーツをやるときにどうしてもモデルになるのは、パブリックスクールから始まる近代スポーツの教育的でなければならないと言いましょか、教育的スポーツモデルというのをずっと引きずってきているということなんです。実を言うと、体育政策としてスポーツ政策も社会体育政策として行われてきました。そう考えると、本当の意味でのスポーツ政策が今までにあったらどうかというところで、実は非常に深く関わっていたお発言だろうと私は思うわけです。それでは、このへんについて、どなたかコメントをいただけますか。

菊先生：ご質問の影山先生のお話しも踏まえて申し上げますと、後から言おうと思っていたのですが、資料の3ページ目のレジメをちょっと見ていただきたいのですが、3番目の体育とスポーツの関係から見た戦後日本のスポーツという中で私が申し上げたかったことにつながります。影山先生がおっしゃっていたように、スポーツには確かにレジスタンス的側面がある。それはおそらく、イギリスのところでも申し上げた社会における社会構造の間

題、そこにさまざまな利害を持った人たち、差別された人たちなどがいて、そういうなかでいわゆる抵抗の文化というか、ひとつのカウンターカルチャーではなくまさにレジスタンスカルチャーとして、そういう性質を持つ形態が生み出されていく。そういう歴史を持っているということです。

あるいはそういうことが意識できる国家と、(日本のように) ある程度教育としてソフィスティケート(=洗練)された、とにかく子どもに与えることを想定して加工されたスポーツのカルチャー、これは教育としてのスポーツですけれども、それとスポーツとの区別が日本では基本的にはできていないんじゃないかと思います。それでは日本にそういうものがなかったかという、私はあったと思います。あったと思うのですが、いわゆる明治期以降の列強諸国に追いつき追い越せという近代化のなかで、ルーラルあるいはローカルな中で育ててられてきたさまざまな抵抗する身体、大きな意味で言えば身体文化、身体運動文化だろうと思うんですが、そういうものがほとんど見失われて、スポーツというと何かお手盛りで皆が仲良く最初から予定調和的にやる、そういうものが文化としてのスポーツという形で認識されてきたのではないかと思うのです。

国はやはりそういうものを求めます。だからお金を出すんだよということなのでしょう。おそらく先ほどのご質問(ご意見)は「社会学には、ある意味でひとつの側面として政策促進の意味はあるとしても、もうひとつの側面も見っておかないと、それはアカデミックな研究の対象としての政策論にはならんだろう」という、そういうご発言ではなかったかと思います。それは、私が資料にも少し書きましたが、これからの日本のスポーツの課題は、糸野先生がおっしゃっていた言葉なんですけれど、「スポーツを体育化することは、そんなに難しいことではないし、むしろ容易いことだ。しかしながら、いったん体育化されたスポーツを文化としてとらえ、これを文化化することは非常に難しい」ということに相通じるようにも思います。

私たちは簡単に「文化としての」という言葉を使うのだけれども、しかしそれを真の理解に結びつけていくためには、その背景にさまざまな歴史と社会構造があることを踏まえた上で、人間が身体を使って遊び、あるいは生活の中で体を動かすということ、労働もあっていいと思うのですが、さまざまな体の動かし方をしてきたそのカルチャーというのは、一体どのようにとらえたらいいのだろうかという問いを常に持つ必要があると思います。だから、戦後でもいいですし、明治期以降でもいいんですけれど、我々がスポーツというものを体育というフィルターを通してどのくらい偏った見方をしてきたのか、そういうことを自己反省するのが、私は体育社会学のまずは第一の課題だろうと思っています。

司会：そのときに問題なのは、スポーツというは、ある意味で教育政策の中に位置づけられながらここまで発展してきたという点だと思うんです。それならば、もう教育の場から外してスポーツ庁を作ろうという考え方もそうだろうと思います。しかし、教育枠ではなくて別な文化として本当に成立しうるのか、そこはどのようなコンセプトなり考え方を入れればいいのかという問題に直面すると思いますが、そのへんはどのようにお考えですか。

菊先生：まさにそれは、アカデミックな戦略の問題だと思います。100年かけて作り上げてきた我が国のスポーツ概念を、どうやっているいろいろな意味でソフトランディングさせていくか。そんなことは1年や2年でできるわけがないのです。学会の中でもさまざまな見解や解釈があると思います。それぞれの皆さんの利害状況に沿いながら、それをまずさらけ出さないといけない。それをやらなければ、きちんとした真摯な議論にならないと思います。基本的に、二項対立的に物事を考えるのは非常に簡単だけれども、実際に一般の人たちの社会的なスポーツ需要といいますか、そういうものの在り様をしっかりと調査した結果としてパースペクティブ（＝視点）を示していくことが重要だろうと思っています。そういうなかできちんと議論を積み重ねていかないと、それはもうその場しのぎの資料（紙くず）に終わってしまい、研究者の自己満足に終わってしまう危険性があります。結局、レポートにもならないというか、政策のレポートにもなっていないので、そのへんのところは積み重ねが大事ではないかと思っています。

司会：ありがとうございます。そのときに必要なことだと思いますが、佐藤先生は、ドイツにおけるスポーツの考え方は、教育という枠ではなくて、遊戯として、プレーとしてという立場であるとおっしゃっていました。そのへんのところ少し補足コメントをいただければと思います。

佐藤先生：もちろん、ドイツの中でも色々な考え方があります。例えば今、「学校体育」という言い方はドイツではしておりません。いわゆる「学校スポーツ」という言い方でやっております。いわゆる生涯スポーツにつながるスポーツを学校でやり、学校でやったスポーツで楽しさを覚え、遊びたくなれば学校が終わってから地域のスポーツクラブに行きスポーツをする。こういうような基本的な考え方というのが出来上がっています。最近では、それでもスポーツクラブに行かない子どもが増えましたので、学校でのクラブ活動、日本で言う部活みたいなものの検討も始めています。しかし子どもの頃からスポーツというものは、遊び、プレーであるということが焼き付いています。そういった状況ですから、今の体育の考え方とスポーツの考え方というのは、全然違った意味を持ってきているんじゃないかと思っています。

司会：ドイツには、スポーツという考え方を、遊びの中できちんと認めてくれるという文

化がバックにある。だからこそスポーツをさせられるではなく、スポーツをするということが、やはり政策の中心になっていくという、こういう理解をしていいのでしょうか。

佐藤先生：そうだと思います。やはり、させられるということに対して非常に抵抗感を持っていますし、先ほど言いましたが「日本は国がクラブを作るのにお金を出す、凄いな。ドイツでは絶対に受け取らないよって」。そういう中で最後には、「でも、もらえるんだったらもらっておいた方が徳だな」というように、自分たちのクラブのためになるなら遊び感覚で、それはラッキーという感じですね。そのように、自由時間という大きな範疇の中で、スポーツクラブでスポーツをするという概念を持ち続けているのが現実ではないかと思えます。

司会：ありがとうございました。一例目に、山本さんのイギリスの話の中で、スポーツ政策の中のベーシックバリューをどのように位置づけて考えていくのかが、非常に重要だというお話がありました。先ほど齋藤先生は、公平とか平等とか、そのへんのスポーツとベーシックバリューの部分で我々が考えていくべき視点があれば、フランスの事例でも結構ですので少しコメントいただければと思います。

齋藤先生：私は、スポーツというのは、近代スポーツのような組織化された文化みたいな競技スポーツを中心としたものと、そのまわりにある健康のための身体活動ですとか、親睦のための身体活動ですとか様々なものがあって、どちらかというスポーツの概念というのは、少し広がってきていると思います。そのためフランスの場合は、わざわざ身体的およびスポーツ的活動というように、ちょっと抽象的に定義するようになっています。大事なことは、そういう概念が広がりつつある活動に対して、統括的に何らかの価値や規範や理念を乗せられるかどうかではと考えています。とりあえず今のところは、基本的な人権や理念のレベルで、まず乗せて見ましようというのがひとつあります。

もし健康のための身体的な活動というのがあり、それがスポーツだということになったときには、スポーツと体育というのを二項対立で分けてはいけないと思うんです。どちらかと言うとヨーロッパも国連も、身体教育というものはスポーツのための、あるいはスポーツと言わなければ健康のための身体活動をするためには、どういう教育が必要なんだとか、人間の幸福にとって、あるいは人間の身体面からの幸福にとって、どういうあり方が必要なのかという議論をもっとするためには、あるいはそれを社会に教育していくためには、体育は分るのですが身体教育というのも非常に重要なものであって、この両方をスポーツというものを通してその中にある様々な個別の何か……、教育行政や何かと行政ではなくて、もうちょっと広がりの中でとらえていく必要があると思っています。

司会：今のお話を聞いて、菊先生からはコメントは？

菊先生：ドイツという国は、おそらく戦前の強烈な軍事目的としての体育に対して猛烈な反省というか、そのトラウマを払拭するためにさまざまな努力をしているのであろうと推測されます。おそらくそういう体育批判も含めて、スポーツがどうあるべきなのか、そういうある種の理念といいますか、ベーシックバリューを作り続けているんだと考えられます。それでは日本はどうだろうかということですが、その辺は皆さん、あまり触れたがらない、アンタッチャブルな内容になっています。そういった曖昧な状況は、戦後もう何十年も経っているわけですから、きちんと清算しなければならないと思います。

私が、スポーツ政策を論じる際にあえて体育とスポーツという概念構成を区別したのは、皆さんがスポーツ教育と体育をどう区別しますかという問題提起のためでもあります。イギリスのパブリックスクールで発明されたスポーツは、基本的には国家のために発明されたわけではありません。ナショナルな存在のために行っているわけではないのです。スポーツを行った結果として得られるさまざまな価値というものを、当時のパブリックスクールの学生たちが自由に獲得していった結果なのです。そのプロセスを教育と言うのであれば教育と言っても差し支えないのかもしれませんが、しかし、我々が踏まえている教育というのは、何か結果が目的になってしまって、内容が手段になってしまっている。そのようななかで、(行う者にとって) 何のためにこれを行っているのかがわからないような、そういうものになっていっているとすれば、結局は人々の支持を失いますよ、ということなのです。だから、私が言っていることは、齋藤さんが言っていることと基本的には矛盾していないと思っています。

つまり、スポーツというものに基本的に特化していった、そのなかから結果としてさまざまな価値が生み出されていく、いいじゃないですかそれで、ということなのです。我々は、そういう価値というものを自由に獲得できる。獲得する教養も知性も持っているわけです。そういう人たちが「新たな公共性」を作り、それを後押ししていく。先ほどは言いませんでしたけれど、少なくとも私は、国が競技スポーツにどうしても特化したくなるのは、あくまでもこれは私見ですが、いわゆるグローバリズムというものがどんどん浸透していけば、ローカリズムが派生して、そのようなローカリズムがどんどん出てくると、それとグローバリズムの真ん中にあるナショナリズム、ネイションというものの存在が薄くなっていくからだと考えています。これは、国家の体制にとっては大きな危機意識につながります。だから彼らは、いろいろなものを道具にして、何とかしてそれを気づかせる装置というものを見出そうとする。私は、そういったなかでの競技スポーツに対する動き(政策)がかえって強まっているのだと基本的には解釈しております。

司会：ありがとうございました。いかがでしたでしょうか、今までのこの議論をお聞きになっていて、ちょっとコメントがある方はいらっしゃいませんか。どうぞお願いします。

質問（藤田先生）：同志社大学の藤田と申します。「新しい公共」というところに関わるんですが、これ読んでみると非常に耳障りはいいですけれども、結局、小泉路線の小さい政府を作ることの延長線上にあって、自分たちがやりたいことは自分たちで勝手にやりなさいという臭いがしてしょうがないんです。そういう危惧はないのかということをお聞きしたいと思います。また、それに楔をうつために佐藤先生や齋藤先生がおっしゃっていた、権利としてきちんと位置づけていくということは、非常に必要なことではないかなと思っております。私は今、障害者のスポーツのことをやっておりますけれど、そうした人たちがどんどん抜け落ちていくというか、そういうことにもなりかねないので、そのへんの楔として、そういうことをきちんと位置づけていくという考え方はどうなんでしょうか。

司会：権利として位置づけることともう1つは…

質問（藤田先生）：勝手にやってくださいよということだと、カネは出さない、人は出さないとなってしまう。そういう流れですと、自分たちの「新しい公共」なんだから自分たちでスポーツを楽しみなさいとなってしまう。楽しめる人はいいんですけれど、そうじゃない人たちもたくさんいるわけであって、そうならないようにするためにも、やはり楔として権利として位置づけていくということは大事なのではないかと思うんですが、そこのお聞きをさせていただければと思います。

司会：そういった意味で言うと、皆さんお読みいただけると分りますが、具体的な中身として、いわゆる障害者スポーツに対する文言というのはほとんど踊っていません。

質問（藤田先生）：それを含めてこれを読むと、結局は競技強化やそれに関する方にはすごく厚くなっていくんだというイメージが浮かんだわけです。もちろん、別に障害者スポーツに特化するわけではなくて、全体的なバランスとしてということなんです。

司会：それに対するコメントがあれば。

質問（飯田先生）：帝塚山学院大学の飯田です。では同じような視点から申し上げます。手元に資料を持っていないんですが、安心なスポーツ環境ということが、ライフステージにおいても、それから競技者においても、学校体育においても、様々なところにおいて取り上げられています。そこには、主に医科学的な面でのスポーツ環境ということが掲げられています。一方で社会学的な観点から見た場合、例えばスポーツにおけるセクシャルハラ

メントといった視点については欠けているのではと感じています。私自身も調べてみたのですが、先ほど野川先生がおっしゃっていた内閣府から出ている第3次男女共同参画基本法の中にも、スポーツにおけるセクシャルハラスメントという文言が記載されています。今や、スポーツだけではなく他の省庁との関連からもそういう問題が出ているんです。

一昨年の第5回国際スポーツ社会学会のキーノートレクチャーの中で、カーリー・ファスティング (Kari Fasting) が、スポーツにおけるセクシャルハラスメントを問題視することは、IOCでも声明文を出しているし、それを取り除くということは女性に対する安心、安全なスポーツ環境という意味で非常に大切である、ということをおっしゃいました。今、藤田先生が障害者スポーツの観点からおっしゃいましたけれども、女性だけというわけではありません。性による差別というものに関しては同性的なものもありますし異性的なものもあります。そういった視点が、スポーツ立国戦略では少し欠けているのではないかと思います。それを補うためには、やはりスポーツ権の重要性が取り上げられなければならないと思います。このことについて少しコメントしていただければと思います。

司会：ありがとうございました。時間が、3時まであと2分となりました。5分までには終わりますので、それまでお時間を拝借できればと思います。それでは、最後のラストコメントということを含めて、まずは野川先生から、それから菊先生に2分ぐらいの感じなろうかと思います。コメントをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

野川先生：先ほどの藤田先生と飯田先生のコメントなんですけれども、最初に工藤さんが発表された、いわゆる今回のスポーツ立国戦略の参考資料のところをご覧になっていただくと、どういう方がコメントされたかというのがすぐに分かります。男性ばかりです。当然のことですが女性の視点というのは欠けています。それからもう1つ、平成23年度、いわゆる概算要求云々というのが出ました。いわゆる省庁としては、概算要求に間に合わせるために政策を作らざるを得ないという、そういうジレンマがあるということは、案外我々の中では話しになってこない。しかし、政策を下敷きとして作る側からすると、ある意味で致命的なことなんです。これを何とかできるかどうかという、そういう改革が必要になるのではないかなと思います。

スポーツ立国戦略ですから、明日明後日の話ではなくて、できれば5年、10年後の日本の社会がどのような姿になっていて、テクノロジーがどのくらい進んで、どういうふうなライフスタイルになっていて、大都市ではどういうふうなスポーツ環境が必要で、地方ではどういうスポーツ環境が必要で、というような視点がちょっと欠けているんだと思います。それを我々体育社会学の中でできるかどうかは別として、やはりゴールデンプラン的なもの、あるいはセカンドロード的なものを、もう一回きちっと勉強し直すということは、

かなり必要ではないかと思えます。以上です。

司会：ありがとうございました。では、菊先生お願いします。

菊先生：権利問題について、私はあまり踏み込んだ発言は逆にしないようにしています。なぜかという、いわゆるそれが制度化された場合のプラス面とマイナス面というのがあり、理念として基本的にこういうことを求めていくという問題と、そういう問題があるからそういう権利が保証されて、こういうプロセスで問題を解決していくのが本来の問題の解決の仕方にどうつながっていくのだろうか、ということを考えてしまうからです。

例えば、スポーツでいろいろな権利問題や社会的な問題などを考えていく、これは非常に重要だろうと思っているのですが、ヨーロッパというのは、どちらかというところという権利というものを訴えながら、先ほど齋藤さんがおっしゃったように、どちらかというところと具体的なところに行くんです。政策的な課題として実効性のあるものにしてもらわなければ困るのだということです。だから、そういうものは同時平行でやっていくのが日本の場合にはいいのかなと思っています。何か権利情報が、こういう権利があるからという発想は、逆に権利と義務というのはひとつのセットになりますので、要するにその権利を行使するためにはあなた方はこういう義務を負いなさいよという、そんなロジックがもう一方では考えられるのではないかと思ってしまうのです。

私は、先ほどの障害者の問題だとかそういうことを、そんなものはどうでもいいのだとは全く思っていないし、むしろそれは非常に重要な社会的課題だと思っています。でも、そのアプローチの仕方というのを、これまでのようなアプローチの仕方、今までヨーロッパがやってきたようなアプローチの仕方、日本もやっていくのがよいのかどうかということについての、社会学的な研究が必要だと思っています。体育社会学でもスポーツ社会学でも、それはやはり大きな課題になるのではないかと、という1つの意見です。

司会：どうもありがとうございました。本日は、2時間という短い時間でございましたけれども、体育社会学では、3年間スポーツ政策と社会学という問題に取り組んで参りました。本日は、フランス、ドイツ、イギリスでの政策を合わせ鏡として、日本のスポーツ立国戦略には何が足りなくて、何を議論すべきなのかという点を整理してきたところでございます。折しも、この後のシンポジウムで文部科学副大臣の鈴木氏が登壇されるという。この政策現場の動向が、今後の日本のスポーツの動きを決める大事な時期に来ています。現場は理論の先を行くとよく言われますけれども、理論の基盤なき時代の動きは時代を危うくさせると考えられます。このシンポジウムがその気づきとなり、これからの更なる議論を期待しながら本会を閉じさせていただきたいと思えます。

次は3時15分からと、それからもうひとつ別の取り組みについてもですね、外に出られたところに資料を置いておきますので、ご興味のある方はご覧いただければと思います。本日は長時間どうもありがとうございました。

資料編

専門分科会名 体育社会学専門分科会

シンポジウム 9月9日(木) 13:00~15:00

資料1 日本のスポーツ立国戦略に足りないものは何か —スポーツ政策の国際比較からの提言—

司会 松尾 哲矢 (立教大学) 北村尚浩 (鹿屋体育大学)

■提案趣旨

現在、民主党政権のもと、スポーツ振興を担う行政機関として『スポーツ庁』設置に向けた動き、『スポーツ振興基本計画』の見直しと『新スポーツ振興基本計画』策定の作業が進められている。さらに、文部科学副大臣は、政権交代後のスポーツ行政の方向性を示す「スポーツ立国戦略」を策定する方針を明らかにし、民主党版スポーツ立国戦略には、「スポーツ基本法」の在り方や、『スポーツ庁』の設置についても盛り込まれる見通しとなっている。

21世紀の最初の10年(Decade)が過ぎ、日本のみならず諸外国においてもスポーツ政策が歴史的な変換期を迎えていることから、今までのわが国のスポーツ政策を体育社会学的な観点から評価しつつ今後の展開について検討する時期に来ている。このような問題意識にたち、本分科会では、2008年度から、主に『新スポーツ振興基本計画』の制定、『スポーツ庁』構想を中心に据えながら、3年間の継続課題として、日本の現在の体育・スポーツ政策の課題と展望について検討を進めてきた。

2008年度の議論では、今までのスポーツ政策論において政策を決定するためのベーシック・バリュー、スポーツの価値についての公共的な認識があったかどうか。また健康、平和、福祉等の生活課題とスポーツの公共性をいかに組み合わせるべきか。現在のスポーツ政策論に、政策の主体、内容、方法、効果についての一連の言説があるかどうか。その政策遂行のプロセスに、政策経営、政策事例、政策展開、政策評価という段階があるか。またスポーツ政策成立の文脈と背景、政治課題と生活課題のすり合わせとそれを可能にする社会的条件とは何か、等に関するさらなる議論の必要性が指摘された。

2009年度では、これらの指摘を踏まえ、主に地域政策論、社会的排除論、メディア論等の立場から現在の「体育・スポーツ政策」の課題について検討した。そして、体育・スポーツ政策を検討する上で、地域政策論、公共性論、公共政策論等の議論の重要性とともに、体育社会学で体育・スポーツ政策を取り扱う意義と意味、その方法と立ち位置についてさらに明確にしなが、発信していく必要性が指摘された。

そこで本年度は、最終年度として国際比較の観点から主にドイツ、フランス、英国のスポーツ政策を日本のスポーツ政策の合わせ鏡として、スポーツ政策の成立の文脈と社会的条件や背景、政治課題と生活課題、政策の主体と方法、政策遂行のプロセス等の観点から比較検討し、今後のわが国のスポーツ政策の策定において、単なる他国の模倣的モデルの構築ではなく、独自のビジョンとモデル構築にむけて論点を整理し課題について検討する。また、新スポーツ振興基本計画の策定に向けて体育社会学は何を提言すべきかを討議しつつ、体育社会学における「スポーツ政策」をめぐる独自の視座と課題について検討する。

■演者

齋藤健司 (筑波大学) 「フランスのスポーツ政策の動向からみた日本のスポーツ政策の課題と展望」

佐藤由夫 (関西国際大学) 「ドイツのスポーツ政策の動向からみた日本のスポーツ政策の課題と展望」

■情報提供者 : 工藤 保子氏 (笹川スポーツ財団課長)

※民主党への政権交代後のわが国における現在のスポーツ政策の動向について情報提供を行う。

■指定討論者

菊 幸一 (筑波大学教授) ※英国の政策も含めて

野川春夫 (順天堂大学)

資料2 日本体育学会 スポーツ振興基本計画特別委員会 中間まとめ

日本体育学会 スポーツ振興基本計画特別委員会

中間まとめ

「スポーツ振興基本計画のあり方について（提言）」

- I. 日本体育学会と政策提言
- II. 現行（第1期）スポーツ振興基本計画をどう評価するか
- III. わが国のスポーツ、今、何が問題か
- IV. スポーツ振興のビジョン
- V. 第2期スポーツ振興基本計画への提言

平成22年6月

I. 日本体育学会と政策提言

本報告書のはじめに、日本体育学会がスポーツ政策への主体的かつ組織的な提言を行うことの意義について、学会のアカウンタビリティとアイデンティティという2つの観点から言及しておきたい。

1. 体育学研究のアカウンタビリティ—主体的な政策提言—

(1) 政策に対するスポーツ界のスタンス

体育・スポーツ政策に対する体育・スポーツ関係者や組織・団体の従来の対応は、およそ「無関心型」「依存型（自らの利益確保のために権力と交渉したり、政策に迎合するタイプ）」「批判型」の3タイプに分けられる。とりわけ、問題視すべきは無関心型の多さである。

例えば、高等教育において体育学・スポーツ科学の専門教育を受けた体育専門職である保健体育教師たちでさえ、スポーツ振興基本計画の策定に主体的に参加していないだけでなく、大方は、自らの職務遂行に密接に関連する政策であると認識し、強い関心を示しているとは思われない。

一方、スポーツ界の中でもとりわけ体育・スポーツ研究者と政策との関係に焦点化すると、決して時々々のスポーツ政策及びその立案過程に無関係であったわけではない。しかしこれまでの体育・スポーツに関わる学術界は、政策当局側からの求めに応じて、研究者個人の責任の範囲内で、自らの専門分野に関連のある政策・施策について助言を与える、という受動的で部分的で個人的かつ一時的な関係に終始してきた。すなわち、日本体育学会をはじめとする体育・スポーツ科学者のコミュニティは、スポーツ政策に対し、必ずしも能動的・主体的かつ継続的・組織的に関与してきたわけではないことは認めざるを得ない。

そもそもスポーツ振興法制定後、なぜ40年もの間、スポーツ振興に関わる基本計画がつくれなかったのか（参考：スポーツ振興法（1961）第4条「文部大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする」）。また、振興基本計画不在であるにもかかわらず、ほとんどのスポーツ組織・団体、スポーツ関係者はこの事実を等閑視してきた。さらに、政策立案のためにはスポーツ現実を正確に把握するための客観的データが不可欠であるが、わが国ではこれがきわめて整備されておらず、今、何が問題なのかを客観的に特定化することすら困難である。このことは、学会も含めスポーツ界全体の大きな反省点でもある。また、計画不在・データ不備であるにもかかわらずこれを深刻な問題と認識・表明してこなかったわが国スポーツ界の慣習・体質について、その問題性を指摘しておかなければならない。このことは、体育・スポーツの社会的地位の低さということとも無関係ではあるまい。

(2) 政策の科学化

有限な資源を効率的・合理的に活用し持続的な発展を図ることは、わが国に限らず人類社会に共通の政策的課題となっている。とりわけ、厳しい財政状況が続くわが国では、公的財源の配分計画及びその根拠となる政策をめぐって格段の合理性と公共性が求め

られている。こうした公共政策をめぐる動向の中で、近年とりわけエビデンス（論理的・実証的根拠、学会の場合は学術的根拠）が強調されるようになってきている。政策や計画とは、一定の社会的目的を達成するための仮説体系（目的－手段関係）である。従って、政策を貫くロジックと体系性の確かさ、すなわち政策の科学化（科学的根拠に基づく政策）が、政策の合理性と公共性を保障する。ここに、「官と学」相互の協働化が強く求められることになる。

(3) 社会的存在としての日本体育学会の公益性－政策科学としての体育学へ－

学術は社会に対して2つの異なった関わり方を持っているという。一つは、「学術のための学術（science for science）」としての関わりである。ここでは、社会の価値や目的とは独立に、諸現象に潜む真理の認識・理解を深めることが目指され、人間の「知る喜び」に応え、人類の知識基盤を強固なものとする。もう一つは、「社会のための学術（science for society）」であり、人間社会にとっての利益を高めたり、不利益を抑制するなど、社会への応用を目的とし、制度や技術を開発する。従来の学術界は、どちらかといえば前者に重心を置き、後者の中でもとりわけ応用的性格の強い政策分野への関与は回避する傾向さえ見られた。その理由の一つに、科学者コミュニティに共有された価値中立性準則の力がある。この準則を堅持するがゆえに、先行き不透明な将来社会の予測展望が求められ、そこには大変難しい価値判断が伴わざるを得ない政策立案とは、一線を画する態度を採ってきた。こうした、科学者集団の「公共政策からの逃走」（武川・三重野，2007）ともいえる状況は、体育学界にも共通していたものと推測される。

しかし、「学術のための学術」であつても長期的スパンで見れば、「社会のための学術」の基盤を創り出す機能を果たすし、今日の人々の生活はそうした学術の成果なくして成り立たない。この意味で、すべての学術的成果は研究者自身の価値判断を飛び越えて、人々の生活や社会にメリットとデメリットをもたらしている。

ここで、近年の学術界の動向を確認しておきたい。わが国の学術全体を複眼的・俯瞰的に見ながら長期的に社会展望することを一つの使命とする日本学術会議は、この使命を果たすため、2002年『日本の計画－Japan Perspective－』をまとめ、世に問うた。本報告書では、地球の物質的有限性と人間活動の拡大によって生じた諸問題を「行き詰まり問題」と捉え「人類社会の持続を可能にする」ための青写真を描く必要性を説き、それを「解決する方法論」を目指して様々な提言が行われた。さらに、ここでの議論を基礎としてさらにバージョンアップが施され、2008年『日本の展望－学術からの提言2010－』が公表された。これら科学者コミュニティから社会や政府に向けての発信は、21世紀の人類社会と日本社会にとって喫緊の課題である持続可能な社会の構築に学術の総合力をどのように発揮すべきかについて、多彩な専門分野の科学者同士の対話を経て練り上げられた、「知の結晶」「熱意の果実」である。

この『日本の展望』では、国の長期的発展にとって本質的役割を担う学術政策の確立を強く求め、この「学術政策における日本学術会議と研究者の役割を強化する」ことを提言している。このような政策に対する積極的な姿勢への転換は、従来、政策に対する研究者や学会組織の関与が弱く、このことが時々々の政府が打ち出す政策に、長期的視点と計画性の不足や政策の体系性・総合性に関わる問題を生じさせてきた大きな要因であ

るとの反省をふまえたものである。

以上のような、学术界全体の役割変容をふまえ、以下の理由から、体育学研究も「社会のための学術」という方向へ重心を移していくことを提言する。

第一に、スポーツ振興政策によるスポーツ文化の計画的な発展を期すためには、政策当局におけるスポーツの地位を高めること、そしてスポーツに対する社会全体の理解と支援が不可欠である。この実現ためには、スポーツ人口の拡大や競技力向上などというようなスポーツ界内部の閉鎖的な目標をスポーツ政策において掲げるにとどまらず、スポーツの普及・発展が人々のより良き生活と社会の構築（アウトカム）に、どのように貢献できるのかについてのエビデンスを示すことが必要である。このエビデンスこそが、公共政策としてのスポーツ振興の正当性を主張することを可能とする。体育・スポーツに関わる学術研究が開発する優れた総合的知見は、その正当性の根拠となるものでなければならない。

第二に、今日わが国のスポーツが直面している多くの問題は、部分的・一面的な方策をもって即効的に解決できるような単純構造にはなく、あらゆる諸問題を俯瞰的に認識し、総合的な視点に立って体系的で本質的な解決策を見いだしていかなければならない。この意味で、体育・スポーツに関わるあらゆる専門分野をカバーした日本体育学会は、総合的な見地から英知を結集し、スポーツ政策の構想を検討するに相応しい機関である。

第三に、後述のようにわが国において現出しているスポーツをめぐる諸問題の多くは、高度経済成長政策とともに抱えてきた問題群であり、その後の数々のスポーツ振興施策の遂行にもかかわらず、改善・解消の兆しはうかがわれず、本質的な問題の所在は変わっていない。また、スポーツの振興は、多大な社会的貢献の可能性をもつと同時に、必ずしも人間の幸福をもたらさず、逆に人間性や社会秩序の破壊・崩壊を招きかねない危険性も有している。すなわち、現代においてスポーツは、社会的便益と社会的リスク・コンフリクトという正負・順逆のどちらにも作用しうる強大な力（スポーツパワー）を備えた「両刃の剣」となっている。人々のスポーツに対する信頼を受け、スポーツ文化とスポーツ社会の未来を拓くには、着実に確かな科学的認識を基盤とする予測能力を用いた正しい導きと、スポーツ界の絶えざる改革が不可欠である。この意味で、日本体育学会の先導的役割は大きい。

以上のような理由から、体育学研究は政策科学としての役割を格段に強化することが望まれる。元来、体育学は様々な discipline の応用分野に位置づく諸分科の総合体である。そして、体育・スポーツ諸学が総合化することの意義の一つは、この学的应用科学的性格から導かれる。政策は、学術研究の応用分野であり、体育学にとって極めて重要な社会的貢献領域ともいえる。

政策科学とは、既成の専門分野の枠を越え、学際的に政策を研究し、政策の内容と政策決定及び実施過程の改善を図り、政府など政策当局の政策遂行能力の向上を目指す学問であり、学際性と問題解決に志向する実践的・工学的関心に特徴があるとされる（『新社会学辞典』、1993）。従って、政策科学としての体育学を確立するためには、人文・社会科学と自然科学、基礎科学と応用科学といった縦割りの垣根を越え、互いの専門的知見を持ち寄り、よりよいスポーツ文化とよりよい生活・社会の構築に向けた公論の場を形成し、総合化による応用力の強化に努めることが肝要である。

2. 体育学研究のアイデンティティ確立

(1) 社会的有用性から見た自己点検・評価の機会

社会や政府に向けて、スポーツ政策への助言・提言を学会の組織的努力によって結晶させようとする営みは、体育学研究がこれまで開発・蓄積してきた専門的知見を社会的有用性という観点から自己点検・評価する機会としてきわめて貴重である。

例えば、第20期日本学術会議健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会がまとめた「子どもを元気にするための運動・スポーツ推進体制の整備」（平成20年8月）は、子どもたちの身体と心の発達や健康に重大な問題が生じていることに強い危機感を抱き、この深刻な問題を解決するため、運動・スポーツ推進体制の整備について提言したものである。そして、本報告書に示された提言2には、「子どもの運動指針策定の根拠となるエビデンスのより一層の蓄積に緊急に取り組むべきである」と記されている。

このように、日本体育学会および体育・スポーツ研究者たちの残してきた研究成果の中で、最も分厚い蓄積がなされているであろうと考えられる運動のもつ身体面への効果に関する知見でさえも、具体的な指針（ガイドライン）の開発につながるほどの十分なエビデンスが確保されているわけではない。そしてこうした認識は、社会に向けた責任ある提言を検討する過程の中で関係者に共有化されたものであると推察する。

運動やスポーツが、人々や社会にもたらすと古くから期待されてきた諸効果は身体面の発達に限らない。スポーツの人間形成機能はその代表例であるが、人間の精神的・情緒的・社会的発達にスポーツが実際どれだけの影響を果たしているのか、については十分な実証が行われているとはいえない状況にある。さらに、近年、特に地域スポーツ領域で期待される地域コミュニティの形成に果たす効果の検証については、今後の研究にその多くを待たねばならない。

こうしたスポーツに期待される様々な効果・役割について、一つ一つの検証が進むことが、エビデンスに基づいた政策形成の基盤となるだけでなく、スポーツへの人々の信頼を深めていくことにも寄与するであろう（木村, 2009）。但しその際に、体育学研究が運動やスポーツの望ましい効果や長所の裏付けづくりに偏るのではなく、そのネガティブな側面も含めて解明することが重要であり、そのことが偏ったスポーツ振興に歯止めをかけ、正しいスポーツ文化への変革を促す政策立案にも資することになる。

(2) 体育学研究の統合的発展の方向性にかかわる理念の定立

1) 「スポーツの価値を問う」ことを共通課題に

体育・スポーツの学術研究に携わるすべての研究者は、何らかの意味でスポーツの発展を願っている。しかし、何をもちてスポーツの発展とするのか、スポーツがどのような方向に進むことを願い、その実現のシナリオをどう描くのか、については必ずしも自明ではなく、共通のコンセンサスが得られているわけではない。

日本体育学会編集「体育の科学」Vol.59, No.11では、「人間とスポーツ・運動の価値を再構築する」を特集テーマとした。この企画は、「からだを動かし、運動し、スポーツに興じることが、人間にとってどのような意味や価値をもち、人間にどのような影響を与えているのかについて考察すること」が主眼であり、「スポーツや運動のもつ価値にあらためて気づき、新しい価値観を構築しようという意図」（小林, 2009）が含まれていた。そして、こ

の特集の巻頭論文の冒頭には、「このような課題は、自分自身のアイデンティティを問うわけだから、研究領域を問わず、体育やスポーツにかかわる者の共通の課題である。」(北川, 2009) と、会員たちのこうした本質的問題に対する関心の喚起を促している。

「スポーツの価値を問う」という知的営為は、体育・スポーツ研究者の個人的アイデンティティにとどまらず、体育・スポーツの発展を学術面から支えようとする科学者コミュニティ全体のアイデンティティ確立にとってもきわめて重要である。しかし、この「問い」の重大さに反し、体育・スポーツ研究者たちは、この問いに解答することを「共通の課題である」と本当に認識し、研究活動を遂行しているだろうか。むしろ、学会全体としての関心度は低い水準にとどまっているのではなかろうか。

本報告書の冒頭に指摘したような、政策への「無関心体質」と、スポーツの価値を問うことを「共通の課題である」とする認識の希薄さは、決して無関係ではない。このような一見、別次元の問題と見なされがちな実践的問題と本質的問題には、専門分化の弊害という一つの共通の根源がある。

1970年代、主として体育学における人文・社会科学部門の研究者たちは、体育学(体育科学)が総合科学であるがゆえに「統一を欠いた専門諸学の雑居状態」(岸野, 1973)に陥りやすく、専門諸学の「統一をはかる原理」や「総合のための媒介原理や体系化への整序原理」(中村, 1977)を見出せないままに、分化が進むならば混乱と破綻をきたすことを危惧した。彼らが指摘する統合の原理こそ、スポーツの価値を問う末に見出されるスポーツの正しく望ましい発展の姿ではないだろうか。しかし、その後の体育学の歩みは、こうした基本的課題を克服することなく推移し、今や「方法」の専門分化から「対象・領域」の分化へと多様化・細分化の推進はとどまることを知らないほどである。そうした専門性の細分化は、科学者コミュニティのメンバーが共有するアイデンティティを喪失させ、一人ひとりがコミュニティの一員であることの自覚やコミュニティに参加することの意味を希薄にさせる。また、統合原理を欠いた専門分化は、コミュニティのメンバーを分断することで共通の考究関心領域を消失させ、結果として論争の機会は消え、組織活力は低下しかねない。

以上のような危機的事態を回避するために、体育学研究におけるアイデンティティ(専門諸学を統合する原理)を確立することは、喫緊の課題である。

2) 人文社会科学系と自然科学系の調和的發展—文理統合型研究分野へ—

【参考：『日本の展望—学術からの提言2010』、日本学術会議2010.4.5より】

提言3：総合的学術政策の推進のため人文・社会科学の位置づけを強化する

持続可能な人類社会を構築する課題に答えるためには学術の総合的發展が必要であり、そのために特に人文・社会科学の意義を明確にし、その独自の発展を支援し、同時に自然諸科学との連携・協働を通じて統合的研究における舵取りとしての機能を促進するべきである。

先にも触れた日本学術会議による提言の中で、特に重要視されている基本的な主張は、「科学・技術政策」から「学術政策」への拡充であり、人文・社会科学の位置づけの強化である。これまで、推進政策の対象とされてきた「科学・技術」は人文・社会科学を除外して

きたが、これからはより広範な概念である「学術」を推進の対象とし、人文・社会科学を含めたすべての科学の統合と発展、そして社会への寄与が必要だという。

こうした提言の背景には、科学技術と人類社会の関わりに関する歴史的事実への認識と反省がある。主として自然科学分野の著しい成長とこれを基礎とする技術開発の進展は、人間生活の効率性を高め、経済的な豊かさを達成した。しかし他方で、自然科学の発展とその誤った利用が必ずしも人類の福祉と平和につながらず、自然環境の破壊や核兵器開発競争の進行のように、逆に人類を含めた生物の生存条件そのものを脅かすにいたっている。このような今日の事態は、科学・技術の無条件的な膨張的発展に対する反省を科学者コミュニティ自らに迫ることになる。

人文・社会科学は、人間と社会にとってよりよいものを探求する学問群であり、近未来のシナリオを設計し、諸科学の連携・協働の「かなめ」の役割を果たすことが求められている。すなわち、科学技術の発展がもたらす社会的リスクやコンフリクトを制御するために、人文・社会的な知は、自然科学における知の創造及び技術の開発と連携・協働し、学術の調和的・統合的発展の舵取りとしての機能を発揮することが必要とされている。

ところで、現行のスポーツ振興基本計画においても、「スポーツ医科学」の推進は一つの施策とされているが、それは、国際競技力向上（より現実的にはメダル獲得）に直接的な関係をもつきわめて応用志向の強いものであり、このため推進施策の対象は概して体育・スポーツに関わる自然科学分野を中心としている。

体育・スポーツに関わる学術界においても、とりわけ近年の自然科学分野における研究者の増加と知的創造の活性化は著しい。そして、その成果の結晶ともいべきアスリートたちのパフォーマンスは、人間の身体的可能性の極みともいべきであろう。また他方で、運動のもたらす身体的効果の探求が、深刻化する人々の健康問題の管理・改善に果たす貢献は高く評価されるしかるべきである。

記録を更新したい、勝利によって自らの優越性を誇示したい、高度な身体技術を習得したいなどといったスポーツをする人間が抱く生々しい欲求が、スポーツ科学の中でも特に自然科学部門に対して新しい発明・発見を強く要望してきたことは否定できない。今やオリンピック大会をはじめとするトップスポーツの世界では、科学的知識を中核とする情報力の国家間競争が激化し、今後もその知識創造の質とスピードの争いは止まることを知らないと予測される。しかし、こうした国家間競争を支える科学者たちの世界は、成果・業績主義が貫徹して内向化し、外部世界との接点を見失い人間の尊厳さえも見失わせかねない。

体育・スポーツに関わる学術研究が、いわゆるスポーツ現場からの目先の近視眼的要請に即応するかたちで偏った発展をすることは避けなければならない。学術研究が指導・支援するスポーツの変化・変容が、人間にとって本当に正常で健全な発展なのかを問い直すことも忘れてはならない。そしてこの人間と社会にとって望ましいスポーツの有り様を探求するのが人文・社会科学部門である。

正しく豊かなスポーツ文化とスポーツ社会の構築という体育学研究と体育・スポーツ界に共通の課題に応えるためには、体育・スポーツに関わる学術の均衡ある総合的発展が必要であり、体育学研究を文理統合型研究分野と位置づけることが再認識されなければならない。また、この点と関わって、今後は、個別専門諸学において先端的知の探究に邁進する“スペシャリスト”としての専門家と同時に、体育・スポーツ研究者コミュニティ全体の研

究状況を俯瞰し、体系化する「俯瞰型研究」の推進及び“ジェネラリスト”としての専門家の養成も必要になるものと予測する。

3. 体育・スポーツ専門職制度の確立

最近の体育・スポーツ界における際立った動向の一つに、高等教育機関において体育・スポーツに関わる専門教育を行う組織の新設が相次いでいるという現実をあげることができる。こうした状況は、体育・スポーツ科学教育への高い社会的期待の表れでもあり、一面では歓迎すべきことなのかもしれない。しかし他方で、このようなスポーツをまきこんだ高等教育機関における組織改革の動きは、少子化時代における学校経営上の顧客獲得戦略をベースにしていることをふまえるならば、今後、体育・スポーツ科学教育の成果に対する厳しい評価が待ち受けていることも覚悟しなければならない。そしてその評価の際には、高等教育を受けた卒業生たちが、在学中に学んで得た知識・能力を存分に活かすことのできる職業に就けるか否かに関心が寄せられるものと推察される。

日本体育学会に加入している研究者会員の多くは、体育学研究所の遂行と同時に、上記のような高等教育機関において、主として体育・スポーツ科学の専門教育にあたることを生業としている。そうした専門教育をうけて高度な知識・能力を培った若い人材が、社会におけるスポーツの発展に貢献しうる自立した職域を確保することは、体育・スポーツ研究者たちに共通の社会的責任でもある。

現在わが国では、高等教育を終えたスポーツの知的・身体的エリートたちは、営利部門に職を見出す以外になく、保健体育科教員を除けば公的部門における体育・スポーツ専門職の数は減少の一途をたどっている。その原因は、他の先進諸国と比べて、体育・スポーツ専門職制度の確立が著しく遅れていることにある。体育・スポーツにかかわる職域を公的部門に広げていくためには、日本体育学会をはじめとする体育・スポーツ関連学会が、公共政策に対して、組織的・主体的かつ継続的に提言を通じて要求し続けていくことが必要である。

II. 現行（第1期）スポーツ振興基本計画をどう評価するか

1. スポーツ振興基本計画のインパクト

スポーツ振興基本計画（2000）は、スポーツ振興法制定後約40年を経て策定されたわが国初の国家によるスポーツ振興基本計画であり、スポーツ界に次の点から一定の貢献を果たしたものと評価される。

(1) スポーツの計画的推進

イベント主義・単年度主義に基づく、マンネリ型施策・事業、評価なきやりっ放し事業から、中長期的視点に立ったスポーツの計画的推進を可能にした。また、こうした計画性は自治体スポーツ行政、スポーツ統括団体（JOC、体育協会）や各種スポーツ・競技団体の経営にも波及した。

(2) 政策の重点化

生涯スポーツでは総合型地域スポーツクラブの創設、競技スポーツでは一貫指導体制の構築に政策が重点化され、その関連支援策として指導者・施設・組織整備等の各施

策が構造化された。

(3)数値目標の明示化

スポーツ実施率・クラブ育成率、メダル獲得率等、具体的な数値目標を明示したことで、国民による客観的な政策評価を可能にし、政策マネジメントのサイクルを循環させることを可能にした。

(4)「する」「見る」「支える」スポーツの総合的な振興

スポーツを人類共通の文化として捉え、スポーツ享受の範囲を「行う」側面だけに限定せず、「見る」や「支える」にまで広げたこと。とりわけ、支えるスポーツへの着目は、現時点では未だ道半ばではあるものの、生涯スポーツ領域において地域主権・当事者主権を基軸とする住民参加型スポーツ振興の芽を生んだ。

2. 現行のスポーツ振興基本計画をめぐる問題

(1)計画策定過程をめぐる問題

1)わが国には、スポーツに関わる正確な基本的な統計データ（例えば、スポーツ実施率を含めた国民のスポーツ生活に関わる実態やクラブ数・スポーツ組織数・指導者数等のスポーツ条件を包括的に把握するための正確なデータ）がほとんどない。このため、計画内容の根拠となる実態資料は乏しく、スポーツ振興基本計画を策定するために我が国のスポーツの現状を総合的に評価・点検するために収集された資料や調査もない。従って、緻密な現状分析に基づかない計画となっている。この点については、中間評価においても同様であり、政策評価への取り組みが、関係者へのヒアリングに終始し、評価の組織性や客観性が十分ではない。とりわけ、スポーツにおける政策評価の総合的・多角的指標（スポーツ指標ないしスポーツライフ指標）の開発は、政策の合理化・体系化・実効化を推進するために早急に対応すべき課題である。

2)加えて、政策立案のプロセスにおいて、学術的研究の知見が活用されていない。

→官僚機構に見られる反知性主義、官・学の不信関係

3)過去の体育・スポーツ政策に関わる総括はほとんど行われていない。

4)計画策定のための検討期間が極めて短い（あり方答申が基本計画にそのままスライド）。

5)スポーツ振興に関わる複数の省庁の連絡・調整・協議が十分ではない。とりわけ、計画の審議過程における関連省庁の実質的参画が不十分である。このため、計画の実施段階でも施策・事業の擦り合わせ・調整が行われていない。スポーツ振興基本計画の策定主体（審議会制度）とそのネットワークの在り方について検討・改善されなければならない。

(2)行政計画論からみた問題

行政計画の論点には、①法的拘束力②計画の実効性③行政過程や政策の運用手続き④計画間関係（相互関係規定、計画主体間権限規定、協議規定）がある。また、行政計画の実効性については、対外的実効性と対内的実効性があり、前者については①国の地方公共団体に対する措置②国の機関相互間についての措置③私人の活動に関する措置について、どのような措置がとられているかが問題となる。こうした論点から評価すると、現行のスポーツ振興基本計画には次のような問題が指摘される。

生涯スポーツ分野については多くが非拘束的計画であり、実効性が低い答申的内容となっている。また、国の計画と地方の計画の関係については、「参しゃく規定」があるものの、上下関係を規定する強い拘束力はなく、ガイドライン的性格が強い。さらに、異種計画間の関係については、スポーツ振興基本計画の大部分は教育振興基本計画の一部に組み込まれており、教育計画との関係はあるが、他の法定行政計画との関連性は不明確となっている。また、スポーツは多くの省庁にまたがる横断的な行政課題であるにも関わらず、関連省庁との協議・調整規定はない。

(3)計画内容に関わる問題

1)スポーツのコンセプトとビジョンに関わる問題

スポーツを人類共通の文化であると宣言し、スポーツの意義や機能については論じられているものの、スポーツという文化それ自体をどう捉えるのかは定義されていない。即ち、振興の対象となる「スポーツ」とは体育やフィットネス・エクササイズとどのように異なるのかが不明確である。例えば、エクササイズ(身体活動)の観点を強調するのであれば、「週1回のスポーツ実施」を数値目標として採用するのは科学的・合理的ではない。また、文部科学省が計画策定主体となる根拠も定かではない。

また、10年計画のその後にどのような理想的なスポーツ振興の将来像(基本構想と長期計画)が描かれるのかも示されていない。加えて、年次計画を含むアクションプラン(施策・事業の優先順位を定めた行動計画)も不在である。

2)全体的構成に関わる問題

□計画における体系性・論理性の欠如

□生涯スポーツ・競技スポーツ・学校体育が各々独立的に柱立てされており、3つの領域が共通にめざす方向と各領域の役割と関係が明確でない。これは、上述の基本構想や総合的なスポーツビジョンの曖昧さに起因している。

□スポーツ振興法と振興計画の整合性がない。

□スポーツ振興基本計画に対する体系的・総合的な評価計画が検討されず、評価組織も編成されてないまま実行に移された。この点については、厚生労働省が策定・実施した「健康日本21」とは格段の差がある。

3)生涯スポーツ(地域スポーツ)の振興計画について

□政策目標として実施率以外のスポーツライフに関わる質的な目標も検討されなければならない。

□総合型地域スポーツクラブの育成にかかわる目標は、自治体の規模等にかかわる配慮が必要であるにもかかわらず、全国一律的に「市区町村に少なくとも1クラブ」とするなど、市区町村自治体独自のクラブ育成にかかわる政策立案を歪めてしまった。広域スポーツセンターについても同様のことが指摘できる。

□総合型地域スポーツクラブの育成が、定期的スポーツ人口の量的拡大との関係だけで意義づけられている。総合型地域スポーツクラブがスポーツライフ・クラブライフ・コミュニティライフをどのように豊か(ライフの質)にするのかが問題である。

□国の直接的役割(国は何をするのか:直轄事業)が不明確

4)競技スポーツの振興計画について

- 一貫指導システム（ピラミット型から煙突型へ）の功罪を整理すべきである。とくにその危険性については触れられていない。
- 競技スポーツの商業主義的利用や、競技スポーツの振興が生涯スポーツ・学校体育に及ぼす悪影響について触れられていない。
- スポーツの高度化（メダル獲得への資源投入）が国全体のスポーツ振興や国民スポーツの振興にどのような効果を生むのかを検討しなければ、競技スポーツ振興の国家政策を示すことができない。また、国とスポーツ団体との関係の中で、国は競技スポーツに対してどんな役割を果たすべきかを示す必要がある。

5)学校体育の振興計画について

- 運動部活動や教科体育を含む学校体育・スポーツをどの方向に導いていくかは、たんに学校内にとどまる問題ではない。とりわけ運動部活動は、長い間わが国スポーツ人口の中核を形成し、スポーツリーダーやトップアスリートたちの供給源ともなってきた。また、日本人のスポーツ観の形成を含めたスポーツ文化の内面化に決定的な影響力を有している。この意味で、わが国のスポーツ体制全体にとって重要な問題である。しかし、基本計画においては、外部指導者や合同運動部活動など、表層的な問題の対処療法的方策が示されているに過ぎず、運動部活動のさまざまな意味での手段化がもたらす本質的な問題（例えば、偏った人間形成や不平等問題など体育学研究によって明らかにされてきた問題は枚挙に遑がない）の構造的解明とその抜本的な解決策が示されていない。

(4)スポーツ振興基本計画に基づく政策・施策の成果評価

総合型地域スポーツクラブ政策については、創設クラブ数という数値目標だけがおおむね達成されているかのように見えるが、スポーツ振興の量（スポーツ人口の増大）と質（スポーツライフの豊かさ）両面において大きな効果を生んでいるとは考えられない。そもそもなぜ総合型への加入率がこれほど低いのかを解明する必要がある。

また、スポーツの大衆化にこの計画が貢献したという証拠は見いだせない。確かに、定期的スポーツ人口は増加してものの、それがどのような原因によるものかの検証がなされなければならない。

さらに、総合型地域スポーツクラブの質的側面に着目すると、その創設・育成過程を通じて、行政主導型（依存型）地域スポーツの域を未だ脱しておらず、事業内容もスポーツプログラムが中心であり、地域スポーツの領域にまでゲスト主義を蔓延させ、住民の受動的な消費者化を推し進めている事例が多い。住民自らがスポーツを重要な生活課題であるとの認識を共有して連帯し、スポーツを通じた街づくりへと自治的に変革する住民主導型のムーブメントにまで発展していない。

次に、競技スポーツ政策に基づく諸施策（例：タレント発掘事業や JOC エリートアカデミーなど）については、早期専門化、勝利至上主義、オーバートレーニング、バーンアウトなどの弊害を招きやすい。特に早期発掘そのもののメリットも明確でなく、その後の育成システムが整っていないのが現状である。

また、一貫指導システム（特に早期の選手発掘）は、学校体育・地域スポーツの領域にお

いて二極化を促進する方向に機能し、スポーツの大衆化（生涯スポーツや学校体育）との矛盾が生じている。

最後に、競技スポーツと生涯スポーツの調和的・一体的推進を目指すスポーツ理念が明らかでないため、著しくバランスを欠いた資源配分（競技力向上政策への偏重）となっている。

(5) 財政保障の問題

基本計画に盛り込まれた諸施策の推進には、それ相応の財政が不可欠である。西ヨーロッパ諸国の「スポーツ・フォー・オール政策」では、諸施策には基本的な財政計画を伴うのが一般的である。財政計画のない計画は政策の実効性をもたないからである。文部省時代の多くの保健体育審議会答申の施策も財政的欠如によって実現されなかった。スポーツ振興基本計画にはこの財政計画を伴うことは必須である。

以下では、上記諸問題の中でも特に、「スポーツのコンセプト」や「スポーツ振興のビジョン」に着目し、日本におけるスポーツ（文化）をめぐる問題やスポーツ条件（組織・施策・資源等）をめぐる問題を析出した上で、公共政策の対象としてのスポーツの捉え方とスポーツ振興のビジョンについて提言を行うことにする。

Ⅲ. わが国のスポーツ、今、何が問題か

なぜ現在のわが国においてスポーツ振興政策を真剣に議論する必要があるのか。また、これからわが国のスポーツ文化はどのような方向に歩みを進めていくべきなのか。こうした問題を考えるためには、わが国のスポーツ状況をめぐる質的・量的問題を科学的に認識することから導かれる。

計画は、問題解決のシナリオである。わが国におけるスポーツ状況に潜む問題を究明することは、今後克服すべき政策課題を焦点化することに通ずる。本委員会では、この政策課題を明確にするため、①国民のスポーツライフ・スポーツ認識をめぐる問題群②スポーツ振興のシステムや組織に関わる問題群③政策のマネジメント（政策立案－遂行－評価）に関わる問題群④スポーツ振興に必要な諸資源に関わる問題群、に分類して問題点を整理した（これらの問題群は互いに何らかの原因-結果関係にあるものと考えられる）。

しかしながら、まず指摘しておくべきことは、国民のスポーツライフ、スポーツ組織、スポーツ資源等々の現況と歴史的推移を正確に把握できるデータが整備されていないため、何が問題かを客観的に特定化することができないということである。また、スポーツ振興基本計画特別委員会では、委員間の討議には十分な時間を割いたものの、問題の抽出を裏付けるだけの総合的・大規模調査を実施したわけではない。従って、以下に示す諸問題は、既存の研究や資料・データに基づいたものという範囲に止まらざるを得なかった。また、すべての問題にわたって、委員の意見が完全に一致しているわけではなく、あくまでも委員によって表明された問題のリストである。

ところで、計画は理念実現のためのシナリオでもある。スポーツ問題を析出するという作業は、わが国におけるスポーツの文化的水準を評価するという試みである。評価は、理

念・目的と現実とのズレを認識するという営みであり、理念・目的が評価規準に該当する。この意味で、問題点の整理と体系化は、日本体育学会がスポーツにどのような価値を認め、どのようなスポーツ社会を構築しようとするのかという学会としての理念を表明することでもある。この点については、項をあらためて後述する。

1. スポーツライフ・スポーツ認識（アウトカム）をめぐる問題

以下は、委員会の議論において指摘された国民のスポーツライフ・スポーツ認識をめぐる問題のリストである。

- スポーツは人々の生活内容・生活課題として低く位置づけられている
- 普及度、参加人口、参加率ともに、総じて減少している（1999→2007「レジャー白書」より）
- 運動・スポーツ無縁者（過去に年間に一度も運動・スポーツをしない者）の微増（社会生活基本調査より）と健康問題の深刻化
- 運動やスポーツの効果があらわれるような実施のあり方（スポーツ実施の質）を問題にすると、さらに深刻
- 運動・スポーツへの参加意向（スポーツへの要求）と実態とのズレ（生涯学習に関する世論調査より）
- スポーツ享受における機会の不平等（人間格差・地域格差・学校格差・家庭格差等）
（したくてもできない人、したくもない人と富める人との格差）
 - ① 経済的貧困（特に、幼・少年期において深刻）
文部科学省「子どもの学習費調査」平成18年度
ベネッセ教育研究開発センター「学校外活動に関する調査」2007
 - ② 時間的貧困（20・40代の実施率の低さ、スポーツをしない理由：時間がない）
 - ③ 身体的貧困（体力に自身がない人ほど運動をしない）
 - ④ 能力的貧困
 - ⑤ 心理的・欲求的貧困
- スポーツにおける技術主義の強化（技術によるスポーツマン評価）
 - スポーツにおける楽しみの特定化
 - 業績－技術主義に基づく階層性－権力関係→強者による支配と資源の独占（ピラミッド神話の悪弊）：例）学校開放利用率の低さ
- クラブ加入率の低さ（総合型も含めて）・スポーツ種目間格差の拡大－集団スポーツ愛好者の減少（社会生活基本調査より）→個人主義的スポーツ志向・スポーツにおける社会交流の衰退
- 日常的ボランティアの量的・質的問題（ボランティア軽視・ボランティアリズムや自治意識・能力の低さ）
- アスリートや競技集団の問題行動（不祥事）－スポーツ倫理・モラルに関わる問題－
ドーピング・大麻・猥褻・暴力・体罰・セクハラ・パワハラ
- 運動・スポーツおよびその振興施策に関する教養・知識・情報（スポーツ）の貧困さ
 - 例）自分に適した運動量・運動頻度・運動プログラム
 - 例）総合型や学校開放等の理念・趣旨、特徴、存在、関与の仕方など
 - 例）スポーツの社会的便益・機能（特に、地域コミュニティの形成）に対する認識

- 国民の行政依存・団体依存体質、スポーツ振興に対する当事者意識の希薄さ
- 障害者スポーツ（特に生活スポーツ）におけるノーマライゼーション・インクルージョンの立ち遅れ→少ない障害者スポーツ人口
- スポーツ空間と生活空間の分断、身近な生活集団と切り離されたスポーツ活動（見られなくなった親子でキャッチボール）
- 子どものスポーツ（組織的スポーツ）をめぐる問題
 - 子ども観の近代が導く、大人による「遊び」環境の破壊→遊びの貧困化
 - ① 金が不必要で大人の関与のない運動遊び（遊び社会）の衰退
 - ② 一方でスポーツ漬けの子どもたち（他の全てを犠牲にして打ち込まなければ勝てない）→スポーツに偏った生活・能力
 - ③ 遊び（プレイ）から逸脱したスポーツ
 - スポーツの仕事化→遊びのもつ創造的機能の喪失
 - ④ 幼年期の運動生活の貧困さ（保育・幼稚園による格差、地域格差）
 - ⑤ 変わらぬスポーツ風土（精神主義・勝利至上主義・非科学的・非民主的・精神主義的・規律訓練的・ゲスト主義的性格等々）
 - ⑥ スポーツをするほど、スポーツマンシップは後退してスポーツ活動は低質化
 - 教育的価値と矛盾し、逸脱する人間形成

2. スポーツ振興のシステムや組織に関わる問題

- スポーツ団体の依存体質（財政的自立、政治・行政からの自立へ）
 - 例）広域スポーツセンター・体育協会、競技団体の財政的依存
- 資格付与制度が有資格者活用のシステムと連動していない
- 体育会系的人間による支配→同族集団化
- 種目別組織間・世代別組織間協働の欠如、組織エゴ、異業種・異種目間交流の欠如
- 地域コミュニティ（日常生活圏）を基礎とした重層的振興システムの未整備
- 子どもの体育・スポーツに関わる理念的共有の欠如
 - 教科体育と運動部活動、学校体育と地域スポーツ・・・の齟齬
- 孤立する縦割型スポーツ行政→進まない総合行政化
- スポーツの多面的機能ゆえにスポーツに関連する行政部局が分散し、多部局間の調整機能が働かないために無責任体制へ
- スポーツ環境の地域間格差
- 生涯スポーツの振興に関わる国と都道府県の役割が不明確
- スポーツ運動組織の組織化とパワー（スポーツ界内外への発言力）に関わる問題
- スポーツ関連法の基盤整備の遅れ

3. 政策のマネジメント（政策立案→遂行→評価）に関わる問題（自治体レベル）

- 国の計画そのものが、自治体行政の現場に軽く受け止められている。このため、市町村レベルの振興計画の策定率が極めて低い（13-14%）
- 都道府県におけるスポーツ振興計画は、スポーツ振興法の「参しゃく規定」による統制を受けており、独自の政策展開は制限されている。市町村の場合には、多少の独自性は

みられるが国の計画から取捨選択する傾向が強い。

- スポーツ振興以外の政策分野にもかなり広範囲にスポーツ関連事業が組み込まれている
 - 地方分権改革の基本理念の一つに、国と自治体の役割分担を明確にすることがあるが、スポーツ政策についてこの点が明記されている振興計画は見られず
 - 振興基本計画の策定過程における住民参加が不十分
 - 担当職員の専門性や専門職員の配置の問題を含め、自治体のマネジメント力の低さ
- 体育・スポーツ・健康系大学・学部学科の新設が相次いでいるが、体育系の高等教育を受けた人材が、その専門性を活用できる職に就けないのが現状であり、教職以外は民間部門に流れている。公的部門における専門職制度の確保が求められる。

4. スポーツ振興に必要な諸資源に関わる問題

- バランスを欠いた資源配分（競技スポーツと生涯スポーツ）

(1) 人に関わる問題

- 有資格指導者の需要と供給の不一致
- 日常的・継続的ボランティアの発掘と養成
- 行政機関をはじめとするスポーツ専門職制度の未確立
- アマチュアとしてのスポーツ指導者

(2) 施設に関わる問題

- 生活圏における身近な遊び場・スポーツ施設の量的不足と管理による利用制約
- 施設総数（特に学校体育施設と公共スポーツ施設）は、減少している
- 施設の整備基準・整備計画なきスポーツ振興
- 施設がどのくらい不足しているのかすらも不明

(3) 金に関わる問題

- 公費や企業スポンサー等に依存しない独自の資金調達策がない
- 公費予算の編成過程やスポーツ予算の量的・質的な実態解明が必要

(4) 情報に関わる問題

- スポーツ振興がもたらす諸効果の科学的・客観的データの集積
- 身近なスポーツ情報が誰にも届いていない（学校開放情報を誰も知らない）

5. まとめ—何を問題にすべきか—

高度経済成長以降、時間的・経済的なゆとりが生まれ一定程度の生活の豊かさが実現されたにもかかわらず、先進諸国の動向に反して、スポーツと大衆の関係はあまり変化しておらず、スポーツ参加・消費はむしろ低迷し、文化的享受のレベルも貧困なままである。また、国民のスポーツ状況に関わる質的問題（スポーツにおける勝利至上主義的・非民主的・精神主義的・規律訓練的性格）は、1970年代からほとんど改善されていない。とりわけ、1970年代にスポーツの社会科学分野において指摘されたスポーツにおける疎外問題（スポーツそれ自体からの疎外、スポーツ過程からの疎外、スポーツの成果からの疎外）（影山、1977）は解消するどころか、市場原理に基づく自由競争の徹底とグローバル化の推進で、問題はさらに深刻化している。

また、スポーツ享受の不等や格差、スポーツによる身体・精神面への悪影響、技術・業

績主義による排除・差別、遊びの規格化・貧困化、スポーツ要求の停滞等々といった所謂疎外問題を生じさせた現代スポーツの特徴は、わが国の国民の中に定着してきた実用主義的・功利主義的思想と行動に規定された「スポーツの手段化」の進行である。さらに、そうしたスポーツの手段化（道具的価値への依存）は、現代スポーツの文化的特質（強者の論理や体制依存体質）とこれを継承・保守しようとするスポーツ界自体が推し進めている。このことは、スポーツ界自らが反省すべき大きな問題である。

最後に、スポーツにおける高度化志向（国際競技力の向上）と生活化志向（生活を豊かにするスポーツの普及）との関係について、問題を指摘する。イギリスでは、ジュニアの育成がスポーツ政策の中核をなし、とりわけ幼少年期にあるすべての子どもの身体リテラシーを育成することに力が注がれている。このような政策を推進するようになった背景には、国際競技力の水準に比して国民のスポーツ参加率が低いという現状認識がある。そこで、生涯スポーツと競技スポーツの融合の要としてジュニアの育成を位置づけ、国際競技力の向上と国民スポーツの振興を調和的に発展させることが企図されている。

わが国においても、スポーツの高度化が必ずしもスポーツの大衆化を促進せず、むしろ過度な業績主義や勝利主義を煽ることで、スポーツからの疎外状況を生じさせている面も否定できない。競技スポーツの高度化と国民の豊かなライフスタイルを創造する生活スポーツが相乗的・統合的に発展する道を探る必要がある。

----- <以下は検討中のため未完成です> -----

IV. スポーツ振興のビジョン

1. 政策対象としてのスポーツの捉え方—スポーツのコンセプト—

「スポーツとは何か、さらに現代のスポーツはいかにあるべきか、というような本質的討論がなされ、そこからスポーツ政策が導かれることを強く望みたい」（竹之下、1973）

公共政策の対象としてスポーツを振興させるための計画をデザインするためには、その前提として「スポーツ」概念自体をどう捉え、それをどのような方向に導いていくのかについての見識（ビジョン）を示す必要がある。とりわけ我が国の法や政策上に示されたスポーツ概念は、スポーツ経験の結果として期待される教育的効果に主として着目して「体育」として定義され、それに基づくいわば「体育政策」が常識化されてきた。このためスポーツ後進国日本では、改めてスポーツ概念をどう捉えるかの再検討が求められている。

【参考：「スポーツ振興法」（1961）】

「スポーツとは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」

【参考：「日本体育協会寄付行為第3章第3条（1960）」】

「本会は、わが国、国民スポーツの統一組織としてスポーツを振興し国民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。」

スポーツ概念の定義には、本質的定義（スポーツの本質とは何か）と名目的定義があるが、ここでは、政策対象としてスポーツを捉えることから、後者の立場をとる。即ち、スポーツ概念は、社会変化に伴って生じるからだや運動をめぐる人々の要求や課題に対応したものとして定義されるということであり、この意味でスポーツ概念は社会的・時代的・文化的に構成されるものとの立場に立つ。

「政策対象としてのスポーツ」の概念化にあたって、4つの要点があると考えられる。一つは、学習社会論から見たスポーツの概念化、第二に、運動を文化として捉える時代に入っているということ、よって人間にとっての運動の意味や価値を問う視点が重要であること、第三に、スポーツによって人間の生活や豊かになる側面を照射すること、第四に、競技スポーツや組織スポーツだけでなく、未組織的なスポーツ（パイディア）を積極的に取り込んだ概念化であることである。以上の要点をふまえると、以下のように定義される。

『スポーツとは、その活動自体が自在な運動の楽しさ・喜び（運動それ自体に楽しさが実存している）を求めて行われるすべての文化的な営みをさしている。スポーツは、運動それ自体に内在的価値を有する達成や競争、表現、自然とのかかわり、といった形式をとり、それによって人々の生活を豊かにする可能性をもった文化（人間がより充実した生を営むための文化的工夫の追求）である。』

このように表現される文化としてスポーツは、人類社会の幸福実現に向けて多大な可能性（価値や意味）が開けている。しかしそれはあくまでも、スポーツ生活・スポーツ文化・スポーツ社会そのものを豊かにすることによって派生する可能性であると考えなければならない。スポーツ振興と社会的諸課題（政治、経済・経営、教育等々）の解決を目的・手段関係と定位し、スポーツに外在する価値実現の手段として安易に利用するならば、スポーツ文化の変質を生み、スポーツの豊かな可能性を自ら閉ざしてしまう。すなわちスポーツは、その振興の方向性を誤れば、人間性や社会の破壊さえもたらす危険性をもつ。すでに、現代のスポーツは文化的未成熟ないし偏狭なスポーツ観ゆえに多くの弊害を生んでいることは、前述の通り明らかである。よって、スポーツ振興に関わる基本計画や政策は、正しいスポーツモデルをデザインし、スポーツの普及振興を推進・支援するだけでなく、時にはこれを制限・統制することも必要となる。

さらに、スポーツは、主として人間の競争・卓越の欲求に基づきこの充足に応えようとする文化活動である。このため、スポーツとは何かを見失い、優越性の限りない追求に専らめり込めば、現実とプレイとのけじめをなくし、プレーヤーの心的状態は<狂気>へと転じ、人間性破壊と秩序の崩壊を招く。よって、公的な介入によって、そうした欲望の無限なき膨張に歯止めがかけられなければならない。

ところで、スポーツという文化に内在する人間的価値とは何であろうか。何を求めて人はスポーツをするのであろうか。

翻って、人間は、身体的に不自由な存在である。鳥のように飛べず、魚のように泳げず、象のように強い力をもたない。この不自由の克復、身体的可能性の追求は、人間の本源的欲求であり、その充足は一つの生の喜びである。また、スポーツ場面では、不安や緊張、喜び・悲しみ・怒りなど様々な感情を体験することで、感性を鍛え心を耕す。さらに、

人間は、そのスポーツの感動・感激ともいえる楽しさ・喜びを希求せずにはおられないために、あえて己の身心に苦痛・辛抱・忍耐をも課す。そうして得られた心躍るほどの深い喜びの獲得プロセスにおいて、時空間を共有した人々の共感を生み人間的な交流を深めるとともに、人間としての能動的進化（北川，2009）および生涯にわたる自己開発（佐伯，2007）の契機ともなる。要するに、スポーツは人間にとって、身体的・精神的自由の探求であり、それは身体的幸福の享受および全面的生涯発達や人間的成熟という価値を内在させる文化である。こうしたスポーツの諸価値は、人間の「こころ」に根ざすものであるがゆえに、極めて多様で主観的で計測不能な価値ともいえよう。

このようにスポーツの文化的価値を捉えるならば、少なくとも近未来のスポーツ振興における普遍的理念「生涯スポーツ」とは、たんに国民各階層・各世代の人々がスポーツに参加するようになるということにとどまるものではない。スポーツとは何かということをおぼえてきた人々の参加が増えることでなければならない。すなわち、スポーツ生活とスポーツマンの質をこそ問題としなければならない。

さて、ここでは人間がスポーツという文化に求める本源的要求の充足という側面にスポーツの文化的価値を照射してきた。これらの価値は、人類がスポーツという文化を生み、今日まで様々な手を加え、育てながら継承してきたスポーツという文化に内在する価値であり、ある意味で普遍的な価値であるといっても良い。しかし他方で現代においてスポーツのもつ価値は、内在的価値にとどまるものではなく多様な可能性に開かれている。そうした価値は、スポーツに関与する様々なアクター（主体）たちの目的達成のために外側から価値付与される外在的・道具的価値といわれるものである。

外在的・道具的価値は、スポーツによる社会的貢献可能性を拡張し、スポーツ文化の社会的評価の向上に寄与するものとなるであろう。しかし、スポーツに関わる科学的知見（特に人文・社会科学部門）の立場からは、次の2つの理由で、スポーツの内在的価値をあくまでも重視し、外在的価値はその可能性を指摘することとどめた方が適切であると考えられる。

第一に、どのようなスポーツ活動の活性化が、どのような外在的効果を、どの程度生むのか、についてのエビデンスが十分でないこと。

第二に、外在的・道具的価値への過度の偏重が、スポーツ文化の変質や歪みを生む重大な原因になることが指摘されてきたからである。

2. スポーツから見たわが国社会の課題（解決すべき社会的病理現象）

—なぜ我々は、スポーツの価値を大切にすべきか—

「スポーツのために人間があるのではない」（影山，1977）。すなわち、スポーツ振興政策にかかわる計画とその遂行は、スポーツ振興（例：スポーツ実施率の向上やメダル獲得率など）が最終目標なのではない。スポーツ文化を広く普及・発展させることが人類の健全な成熟発展に貢献する限りにおいてスポーツ振興策は社会的意義を有する。要するにスポーツ振興自体が人々の豊かな生活と社会の創造のための手段なのである。

スポーツは社会的諸過程の産物であり、社会的存在である。よって、社会の上部構造に位置するスポーツ文化の望ましい振興は、望ましい社会の存在が前提となる（社会的被規定性）。従って、スポーツの側からスポーツ文化の普及・創造・発展を阻害する現代社会の諸問題の克服を提案することも必要である。しかし他方で、望ましいスポーツの発展は、福

社、経済、平和・友好、教育、公正・公平などの側面で社会を豊かに創造するという多くの可能性がある。従って、スポーツと社会は、良好な相互影響関係を築くことで相乗的發展が期待される。

さてここで、現代日本社会の特徴、特に日本国民の直面するわが国社会の負の側面を描写しておきたい。様々に語られる現代の社会病理現象（参考資料参照）、すなわち、人口減少・少子化（子どもを産まない）、環境破壊（環境よりも人間を優先する）、暴走する欲望資本主義社会（欲望の際限なき膨張と利己的行動、モラルハザード）、資源・エネルギー問題、格差社会等々といった現代社会の負の側面の根源（源泉）は何か。いかば、スポーツから見た現代社会の病理的特徴を描写する。

<スポーツが解決すべき社会の病理現象>

(1) 脱動物化社会（身体性の希薄化、身体の機械化・管理化）

(2) 過剰摂取・少量消費社会

文明の発達による社会の変質がもたらすこのような身体の劣化状況は、人類がその歴史上いまだかつて経験したことのないまったく新しい状況である。こうした状況の中でその影響が最も懸念されるのは子どもである。…それを進化の必然などと傍観していれば、人類は滅亡への坂道を駆け落ちていくことを免れないであろう。（大塚、2009）

(3) 無感情社会（心が冷め、他者に共感できない・他者とつながらぬ社会）

余暇や遊び（非効用の世界）の軽視・蔑視、共同性や応答的關係の欠如

(4) 無責任社会、傍観者社会

正義感・責任感・準拠すべき価値規範の喪失がもたらすアノミー（無規制）状態、真面目さ・真剣さからの忌避、心の空洞化

<スポーツがつくる近未来の社会像>

(1) 身体的・精神的に自由に生きられる社会（人間的可能性の開発・全面的発達）

(2) 心の豊かさを自ら感受する余暇や遊びに価値をおく社会

(3) 心と体の一体的存在として人間らしく生きられる社会

(4) 多様性・多元性を尊重し、相互交流する社会

(5) 誰もが当事者・主体者となる民主的参画型社会

3. スポーツ振興の長期ビジョン（第3期以降に実現したいスポーツ社会）

(1) スポーツにおける「公正・公平・平等」の確保

—スポーツにおける疎外の解消・人権保障—

1) スポーツへの参加機会や参加率の格差の是正

2) スポーツにおける多様性の受容と相互尊重

3) スポーツ界における男女差別や障害者差別の是正

4) スポーツをする人、見る人、支える人の人権と安全の保障（ドーピング、セクハラ・パワハラ、体罰等々）

(2)スポーツ社会における「自立・自律・自治」の確立

ープロフェッショナリズムとしてのスポーツの確立ー

1)スポーツ組織・団体の自立（スポーツ生活者・市民の結集と自治的運営）

- ◇スポーツ組織によるスポーツ要求の民主的合意形成
- ◇組織・団体の自律的マネジメント（主体的な資源調達と自律的配分）

2)地方スポーツ行政の自立ー地方分権ー

- ◇生涯スポーツの振興は、日常生活圏としての地域を基盤に
- ◇その計画的支援は基礎自治体が主たる役割を担う
「我が国（地域）のスポーツが、今どのような状態にあるのかを知るためのデータの項目群」

3)スポーツ生活者・市民・アスリートの自立ー当事者主権・生活者主権ー

- ◇スポーツ教育の充実（スポーツ市民・生活者への教育、自助・互助・共助のスポーツライフの主体形成）
- ◇指導者教育の充実
- ◇スポーツ・エリートへの育成：スポーツ・モデル（スポーツ倫理）の確立
- ◇スポーツマンの社会的・経済的及び文化的地位の向上

4)公共部門におけるスポーツ専門職の職業的自立

(3)スポーツマン・スポーツ集団・スポーツ組織の「連帯・共生・協働」

セクショナリズム・縦割からコーポレーション（協働）へ

- ◇スポーツ生活者・市民、アスリート・指導者の結集→（統一的スポーツ組織の確立）
- ◇公-私-共の機能分担と連携。特に、公的機関と民間スポーツ組織の関係の検討
- ◇チャンピオンシップスポーツと生活スポーツの調和的発展

(4)スポーツからの積極的な社会貢献ースポーツから社会をつくるー

家庭から国際社会までの各社会レベルにおける生活諸課題への貢献

(5)スポーツ文化の自立

- 1)道具的価値からの解放：文化としてのスポーツそれ自体の内在的・本質的価値の正当な評価
- 2)スポーツの規範性・倫理性の共有化
- 3)過熱化の規制：プレイ世界の保護
- 4)文化的孤立から文化的共生へ
- 4)スポーツの社会的価値の向上へ

注）社会的価値とは、「個々の客体が多くの主体によって下される、明示的もしくは黙示的な価値判断の総体」（武川正吾編『福祉社会の価値意識』東京大学出版会、2006、p. 9）である。

V. 第2期スポーツ振興基本計画への提言

1. 第2期スポーツ振興基本計画のめざす方向と方策
2. 国の基本計画のあり方と中央ー地方関係
3. 基本計画策定方法のあり方

<参考：教育基本計画（平成20年7月）の社会認識>

<教育をめぐる社会の現状>

- (1) 目的意識の曖昧化や学ぶ意欲の低下
- (2) 学力・体力の低下
- (3) 規範意識・倫理観の低下、責任感・責任感・志の欠如
- (4) 人間関係の希薄化、はき違えた個人主義
- (5) 経済などの一面的な豊かさの追求
- (6) 少子高齢化・高度情報化・国際化の進展
- (7) 社会保障、環境問題、経済活力の維持、地域間格差の拡大、社会的・経済的格差の固定化、社会における安全・安心の確保
- (8) グローバル化に伴う国際競争の激化と地球環境問題、食料・エネルギー問題など人類全体で取り組むべき問題の深刻化
- (9) 民族・宗教紛争や国際テロなど人類の安全への脅威

<今後10年間程度の展望>

- (1) 人口動態→少子化の進行と人口減少、若年者の割合の低下、超高齢化社会への突入に対応した社会システムの再構築
- (2) グローバル化→国際競争の激化、異文化交流・共生、知識基盤社会の到来、科学技術の発展等に対応した新たな社会的・経済的価値を生み出すイノベーションの創出
- (3) 環境問題の複雑化・深刻化→持続可能性への配慮
- (4) 産業構造の変化（サービス産業化）→雇用形態の変化・能力主義へ、職業能力の開発と雇用の確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保
- (5) 価値観・ライフスタイルの多様化、コミュニケーションスタイルの変化、社会貢献、コミュニティづくりなど新たな社会参画の進展

【文献（初出順）】

- 武川正吾・三重野卓編（2007）公共政策の社会学，東信堂，p. 11.
- 日本学術会議日本の計画委員会（2002）日本の計画 Japan Perspective.
- 日本学術会議日本の展望委員会（2010）日本の展望—学術からの提言 2010.
- 長谷川公一（1993）「政策科学」 森岡清美・塩原勉・本間康平編『新社会学辞典』，有斐閣，p.839.
- 日本学術会議健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会（2008）子どもを元気にするための運動・スポーツ推進体制の整備.
- 木村吉次（2009）体育・スポーツと人間形成—その歴史的考察—，体育の科学 59(11)，743-748.
- 小林寛道（2009）人間とスポーツ・運動の価値を再構築する，体育の科学 59(11)，716-717.
- 北川 薫（2009）人間にとっての体育・スポーツの価値，体育の科学 59(11)，718-722.
- 岸野雄三（1973）『体育史』大修館書店，pp.218-219.
- 中村敏雄（1977）「スポーツ学の提唱」川口智久他『現代スポーツ論序説』大修館書店，pp.298-300.
- 影山 健（1977）「現代社会におけるスポーツ」影山健他『国民スポーツ文化』大修館書店，pp.135-213.
- 竹之下体蔵（1973）『プレイ・スポーツ・体育論』大修館書店，p.127.
- 佐伯年詩雄（2007）「楽しい体育の原点とその可能性を考える：脱規律訓練をのぞむ未完のプロジェクト」全国体育学習研究会編『「楽しい体育」の豊かな可能性を拓く』p.30.
- 大葉立志（2009）学術会議における子どもへの取り組み，体育の科学 59(5)，333-337.

今後、委員会において議論すべき論点

1. スポーツ概念の捉え方
 - スポーツとフィジカルアクティビティ
 - 可能性と危険性
 - スポーツの内在的価値と道具的価値の示し方
 - 政策対象とすべきスポーツの範囲（する・見る・支えるも含めて）
2. なぜ、スポーツ振興か
 - (1)スポーツ振興を公共政策としてとり組む意味（スポーツの公共性をどう論じるか）
 - (2)スポーツが国民生活に果たす意義（なぜスポーツ振興が必要か）
 - 生活スポーツ・競技スポーツの両面について
3. スポーツをめぐる諸問題の背景
 - スポーツ界の依存体質、スポーツの社会的・政治的地位の低さ、スポーツ振興法体制の本質的問題等の原因解明
4. スポーツ政策の類型化のしかた
 - ・生涯スポーツ・競技スポーツ・学校体育
 - ・地域スポーツ・チャンピオンシップスポーツ・学校体育
 - ・生活スポーツ（スポーツの普及・生活化政策）・高度化スポーツ（エリートスポーツ：スポーツの競技力向上政策）
 - ・プロスポーツやスポーツビジネスを政策対象としてどのように位置づけるか。
5. 政策ネットワークの基本構造と協働の基本的考え方
 - (1)国－都道府県－市区町村の行政内分担と関連性（垂直的關係）
 - (2)関連部局（福祉・環境・健康・教育・地域・産業振興・国際關係等）との關係（水平的關係）
 - (3)官－共－私が各々に果たすべき役割
6. スポーツ組織・自治体行政の自立・自律化方策
 - (1)スポーツ組織の評価（スポーツ振興にどのような貢献をしてきたのか）と今後のスポーツ組織の在り方（既存スポーツ組織の存在意義）
 - (2)自治体におけるマネジメント能力の強化方策
 - 自治体におけるスポーツ振興基本計画の策定率を高めるための方策
 - 市町村スポーツ行政に対する国及び都道府県の指導・支援の在り方

7. 計画の実効性を高めるための方策

- (1)基本法と基本計画の関係、異種計画間関係の検討
- (2)財源問題
- (3)基本計画の期間

8. 現行スポーツ振興基本計画下で実施された施策・事業の総括

- (1)総合型地域スポーツクラブ政策の成果評価（スポーツ人口の拡大とスポーツライフの質的充実、地域形成等の波及的効果）
- (2) 体育・スポーツ教育の軽視・学校体育と生涯スポーツの関連性

9. 目的達成のための具体的なプラン（施策）

現行施策の継続・廃止・新規、目標との関連づけ

10. 計画の策定過程の在り方について

- (1)基本計画の策定や政策評価の際に必要な統計・資料
- (2)国及び地方自治体における政策立案・推進の主体の在り方（国においてはスポーツ省・庁、地方自治体では？）
- (3)政策決定に向けた合意形成のプロセス（住民参加の在り方を含めて）

「スポーツ振興基本計画特別委員会」審議経過

- 第1回 平成20年11月22日(土) 17:00~19:00
委員長の選任、委員会の活動方針・議論の方向性に関わる自由討議、
学会シンポジウムの提案
- 第2回 平成20年12月20日(土) 13:00~16:00
【情報提供】都道府県・市町村におけるスポーツ振興基本計画の現状分析
【情報提供】現行スポーツ振興基本計画の策定過程と今後の課題
本委員会が今後検討すべき事項の明確化
- 第3回 平成21年2月14日(土) 13:00~15:30
学会シンポジウムの企画
【情報提供】フランスのスポーツ政策
- 第4回 平成21年3月9日(月) 11:00~14:00
現行スポーツ振興基本計画の評価(特に問題点)について
- 第5回 平成21年4月2日(月) 11:00~14:00
【情報提供】イギリスのスポーツ政策
現行スポーツ振興基本計画の評価(特に問題点)について
- 第6回 平成21年5月23日(土) 11:00~14:30
我が国のスポーツをめぐる問題について(何が問題か)
- 第7回 平成21年6月27日(土) 13:00~16:00
我が国のスポーツをめぐる問題について(何が問題か)
—スポーツ状況の評価基準・観点、問題の背景、克服すべき課題と方策—
- 第8回 平成21年7月25日(土) 15:30~19:00
検討成果の公表方法について
自治体調査の企画について、「スポーツ」概念の捉え方について
行政計画論からみたスポーツ振興基本計画について
- 第9回 平成21年9月12日(土) 13:00~15:30
政策対象としてのスポーツ概念
スポーツ振興基本計画の計画論
- 第10回 平成21年11月7日(土) 15:00~
我が国のスポーツ振興に関する提言(中間まとめ)
- 第11回 平成22年1月23日(土) 13:00~15:30
・次期スポーツ振興基本計画に向けた提言内容について
- 第12回 平成22年2月20日(土) 13:00~15:30
・基本計画の理念・目的・計画の体系について
- 第13回 平成22年3月22日(火) 13:00~17:30
・理念としての生涯スポーツ社会に必要なエッセンスやキーワード
- 第14回 平成22年4月25日(日) 10:00~14:00
・基本計画に掲げるべき目的・目標について
・政策類型(基本計画の柱立て)について

第15回 平成22年6月5日(土) 10:00~14:00

- ・これまでの議論の整理
- ・スポーツ振興基本計画の目的・目標について

スポーツ振興基本計画特別委員会

委員長	清水 紀宏	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
副委員長	八代 勉	筑波大学名誉教授
委員(担当理事)	菊 幸一	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
委員	齋藤 健司	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授
委員	森川 貞夫	市民文化&スポーツ研究所代表 日本体育大学名誉教授
委員	吉田 勝光	松本大学人間健康学部教授
協力者	内海 和雄	一橋大学名誉教授
協力者	伊藤 静夫	日本体育協会スポーツ科学研究室
協力者	金子 史弥	一橋大学大学院社会学研究科博士過程

日本体育学会第61回大会
体育社会学分科会 シンポジウム

日本のスポーツ立国戦略に 足りないものは何か —スポーツ政策の国際比較からの提言—

2010年9月9日 13:00～15:00

中京大学 豊田キャンパス

工藤保子(笹川スポーツ財団)

我が国の動向

- 2007年8月 「スポーツ立国ニッポン」国家戦略としてのトップスポーツ
当時の遠藤文科副大臣の私的諮問機関
- 2009年7月 超党派議員連盟PT「スポーツ基本法案」
自民・公明党で国会提出→解散→『廃案』
- 2010年3月 文科省「スポーツ立国戦略」検討開始
 - 5月20日 民主党スポーツ議員連盟設立
 - 7月20日 文科省「スポーツ立国戦略(案)」発表
 - 8月 6日 自民党スポーツ立国調査会、↑要望提示
民主党スポーツ議員連盟会長に谷亮子氏
 - 8月26日 文科省「スポーツ立国戦略」公表
3週間の公表(熟議)を経て

スポーツ立国戦略の概要

文部科学省

I スポーツ立国戦略の目指す姿

新たなスポーツ文化の確立

～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ～

II 基本的な考え方

1. 人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視

すべての人々のスポーツ機会の確保、安全・公正にスポーツを行うことができる環境の整備

2. 連携・協働の推進

- トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出
- 新しい公共の形成等による社会全体でスポーツを支える基盤の整備

②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化

- 世界の強豪国に伍する競技力向上を図るため、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な強化体制を構築する。
- 今後の夏季・冬季オリンピック競技大会について、それぞれ過去最多(夏季57(アテネ)、冬季10(長野))を超えるメダル数の獲得を目指す。また、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会において、過去最多(オリンピック競技大会では、夏季52(北京)、冬季25(ソルトレークシティー))を超える入賞者数を目指す。さらに、将来を見据えた中・長期的な強化・育成戦略を推進する観点から、各ジュニア選手権大会のメダル獲得数の大幅増を目指す。
- トップアスリートがジュニア期から引退後まで安心して競技に専念することができる環境を整備する。
- 国際競技大会等を積極的に招致・開催し、競技力向上を含めたスポーツの振興、地域の活性化等を図る。

III 5つの重点戦略

①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造

- 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65パーセント程度)、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30パーセント程度)となることを目指す。
- 豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実を図る。

③スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

- トップスポーツと地域スポーツの好循環を創出するため、広域市町村圏(全国300箇所程度)を目安として、拠点となる総合型クラブ(「拠点クラブ」)に引退後のトップアスリートなど優れた指導者を配置する。
- 学校と地域の連携を強化し、人材の好循環を図るため、学校体育・運動部活動で活用する地域のスポーツ人材の拡充を目指す。

④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上

- スポーツ団体のガバナンスを強化し、団体の管理運営の透明性を高めるとともに、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決を支援し、公平・公正なスポーツ界を実現する。
- ドーピングのないクリーンで公正なスポーツ界を実現する。

⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備

- 地域スポーツ活動の推進により「新しい公共」の形成を促すとともに、国民のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動の展開や税制措置等により、社会全体でスポーツを支えるための基盤を整備する。

IV 法制度・役割・組織・財源などの体制整備

スポーツ基本法・総合的なスポーツ行政体制の検討、スポーツ振興財源の在り方 等

スポーツ立国戦略

5つの重点戦略の目標と主な施策①

戦略1 ライフステージに応じたスポーツ機会の創造

- 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。
- その目標として、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65パーセント程度)、成人の週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30パーセント程度)となることを目指す。
- 豊かなスポーツライフを実現する基礎となる学校体育・運動部活動の充実を図る。

主な施策

- 総合型地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備(トップアスリートを活用した魅力あるサービスの提供、「新しい公共」を担うコミュニティスポーツクラブの推進 等)
- 地域スポーツを担う人材の養成・活用の充実
- 身近なスポーツ活動の場の確保(地域スポーツ施設の整備、学校体育施設の有効活用推進、グラウンド芝生化 等)
- 幼児期・学童期の運動・スポーツ指針の策定
- 子どもの体力向上に向けたスポーツ機会の充実
- 若者をはじめとした成人のスポーツ参加機会の拡充
- 高齢者の体力づくり支援
- 学校における体育・運動部活動の充実(「小学校体育活動コーディネーター(仮称)」の配置、外部指導者の充実、デジタル教材の作成配布、中学生・高校生のスポーツ機会の充実 等)
- 安心してスポーツ活動を行うための環境整備

戦略2 世界で競い合うトップアスリートの育成・強化

- 世界の強豪国に伍する競技力向上を図るため、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な強化体制を構築する。
- 今後の夏季・冬季オリンピック競技大会について、それぞれ過去最多(夏季37(アテネ)、冬季10(長野))を超えるメダル数の獲得を目指す。また、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会において、過去最多(オリンピック競技大会では、夏季52(北京)、冬季25(ソルトレークシティー))を超える入賞者数を目指す。さらに、将来を見据えた中・長期的な強化・育成戦略を推進する観点から、各ジュニア選手権大会のメダル獲得数の大幅増を目指す。
- トップアスリートがジュニア期から引退後まで安心して競技に専念することができる環境を整備する。
- 国際競技大会等を積極的に招致・開催し、競技力向上を含めたスポーツの振興、地域の活性化等を図る。

主な施策

- ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- トップアスリート・指導者・審判員等の海外研さん支援の充実
- 大学を活用した分散型強化・研究活動拠点ネットワークの構築
- 国立スポーツ科学センター(JISS)の機能強化
- ナショナルトレーニングセンターの在り方の検討
- ジュニア期から引退後までのキャリア形成支援と社会貢献の推進
- 女性アスリートが活躍しやすい環境の整備
- 強化活動に貢献した企業への表彰等の実施
- 障害者スポーツとの連携強化
- 国際競技大会の招致・開催支援、スポーツ・ツーリズムの促進
- ドーピング検査体制・防止活動の充実

戦略3 スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

- トップスポーツと地域スポーツの好循環を創出するため、広域市町村圏(全国300箇所程度)を目安として、拠点となる総合型クラブ(拠点クラブ)に引退後のトップアスリートなど優れた指導者を配置する。
- 学校と地域の連携を強化し、人材の好循環を図るため、学校体育・運動部活動で活用する地域のスポーツ人材の拡充を目指す。

主な施策

【トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出】

- ・ トップアスリート等が地域スポーツの場で活躍できる体制の整備
- ・ 「小学校体育活動コーディネーター(仮称)」の配置
- ・ 体育授業・運動部活動における外部指導者の充実
- ・ ジュニア期からの戦略的支援の強化
- ・ ジュニア期から引退後までのキャリア形成支援と社会貢献の推進
- ・ スポーツキャリア支援のためのワンストップサービスの実現

【スポーツ界の連携・協働の促進】

- ・ 大学を活用した分散型強化・研究活動拠点ネットワークの構築
- ・ 国立スポーツ科学センター(JISS)の機能強化
- ・ 学校体育施設の有効活用の推進
- ・ スポーツ団体の連携体制の構築
- ・ スポーツに関する国際交流・協力の推進

戦略4 スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上

- スポーツ団体のガバナンスを強化し、団体の管理運営の透明性を高めるとともに、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決を支援し、公平・公正なスポーツ界を実現する。
- ドーピングのないクリーンで公正なスポーツ界を実現する。

主な施策

- ・ スポーツ団体の組織運営に関するガイドラインの策定
- ・ 公平・公正なスポーツ団体の運営の確保
- ・ スポーツ団体のマネジメント機能強化の推進
- ・ スポーツ紛争の迅速・円滑な解決支援
- ・ ドーピング検査体制・防止活動の充実

戦略5 社会全体でスポーツを支える基盤の整備

- 地域スポーツ活動の推進により「新しい公共」の形成を促すとともに、国民のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動の展開や税制措置等により、社会全体でスポーツを支えるための基盤を整備する。

主な施策

- ・ 「新しい公共」を担うコミュニティスポーツクラブの推進
- ・ 地域スポーツ活動支援のための環境整備等
- ・ 「スポーツ・プロモーション・ムーブメント(仮称)」の展開
- ・ 「新しい公共」の形成を促進するための税制措置の検討
- ・ スポーツ分野における顕彰制度等の拡充

国の体制整備・今後の進め方

【国の体制整備】

(pp.19-20)

- ・ 関係省庁による連絡会議設置
- ・ 「スポーツ庁」の在り方検討

鈴木文科副大臣発言「文部科学省スポーツ庁」(’10/9/3)

- ・ 日本スポーツ振興センターの支援機能・体制整備

【財源】

- ・ スポーツ振興基金・スポーツ振興くじ助成の一元化
「スポーツ振興助成(仮称)」

【今後の進め方】

- ・ 来年の通常国会「スポーツ基本法」提出
- ・ 法制化後、新「スポーツ振興基本計画」策定

表1. 笹川スポーツ財団ウェブマガジン「sfen」諸外国から学ぶスポーツ基本法]概要抜粋 【http://www.ssf.or.jp/sfen/sports/index.html】

No	国名	スポーツ法・施策	特徴	日本が参考にすべき点
1	イギリス 山本真由美氏	2006年3月「オリンピック法」 ※2012年五輪ロンドン大会開催決定後に制定	英国の各4地域が実質的に統一したスポーツ政策を展開する	国家の成長戦略としてスポーツを政策の中心に位置づけ、省庁等各組織間の連携を成功させている点。「若者の体育・スポーツ戦略」等
2	アメリカ 井上洋一氏	1978年「オリンピック・アマチュア・スポーツ法」 1984年「市民的権利に関する法律」 1972年「タイトル区」 1990年「障害をもつアメリカ人に関する法律」	複合的なスポーツ・健康政策 行政的権限は州・地方公共団体に委ねられている	市民スポーツからプロ・スポーツも含め、平等機会、安全、選手の権利、適正な紛争処理手続きなどを保証すべき 全ての人が多様なかわりを持てるスポーツの基盤を公共が支えることを示した基本法に
3	カナダ 出雲輝彦氏	2003年「身体活動・スポーツ法」 1961年「フィットネス・アマチュアスポーツ法」 2002年「The Canadian Sport Policy」 ※2012年までの政策目標	補完的な行動計画(Action Plan)を多数策定	国家の位置づけ・役割が明確化 スポーツ政策がボトムアップで開発 政府担当部局中心の機能的な体制形成 政策実現のための行動計画が綿密 スポーツ政策における原理・原則を尊重
4	ロシア 星見悦郎氏	1992年「スポーツ法」	スポーツ権の保証、地域スポーツ行政の権限強化、施設整備の法制化、スポーツ税等財政確立、ドーピング等不正追放の内容	法案作成の公開審議 制定過程の透明化
5	フランス 齋藤健司氏	2006年「スポーツ法典」 1984年スポーツ基本法、ドーピング法、 体育・スポーツ教育規定をまとめる	多様な規程を集約した「スポーツ法典」	社会的経済的に多様な側面から立法すべき スポーツ基本法を独立した特殊法とすべき 行政とスポーツ運動組織のパートナーシップを定めるべき
6	オーストラリア 森浩寿氏	2008年「Australian Sport: The Pathway to Success」 2001年「Backing Australia's Sporting Ability: A More Active Australia」 1992年「Maintain the Momentum」 1989年「Next Step」	4年単位のスポーツ政策	スポーツに責任を持つ独立行政機関の設置 競技団体の組織・財政基盤の強化 4年サイクルの政策展開(予算措置有) ※日本の基本計画の目標年(10年)は長い
7	韓国 金永聖氏	1982年「国民体育振興法」 1989年「体育施設の設置および利用に関する法律」 2007年「スポーツ産業振興法」 1990年「国民生活体育振興総合計画」 1993年「国民体育振興5ヶ年計画」	スポーツ政策の体系: ①生涯スポーツ、②競技スポーツ ③国際スポーツ交流 ④スポーツ産業、⑤スポーツ科学 ⑥スポーツ行政	
8	中国 張林芳氏	1995年「中華人民共和国体育法」	生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツ経済、人事・資格、教育、 宣伝、外交等広範囲な法の整備	行政の施策を主に定めるのに加え、スポーツ 関連団体の規律を有すべき

作成: 工藤保子(笹川スポーツ財団)2010

体育社会学分科会シンポジウム

資料4 フランスのスポーツ政策の動向からみた日本のスポーツ政策の課題と展望

齋藤 健司

(1) スポーツ行政組織

1) フランスの状況と特徴

- ・1963年以来、スポーツ担当省が設置され、行政による一貫したスポーツ政策が実施されている。
- ・現在は、健康・スポーツ省の下にスポーツ庁が設置されており、健康・厚生行政とスポーツ行政との連携が図られている。
- ・スポーツ行政は、青少年行政及び非営利団体活動(vie associative)に関する行政とも連携がある。

2) 日本の課題

- ・スポーツ政策について省庁横断的な行政施策の展開や連携がどこまで図れるのか、そのためにスポーツ庁の設置など、スポーツ政策の統合をどのように政治決断できるかが課題となっている。

3) スポーツ立国戦略の評価と課題

- ・立国戦略IV2(1)において「国の総合的なスポーツ行政推進のための組織の在り方」を検討すると書いてあり、実際に平成23年度概算要求文部科学省機構定員要求事項において、「スポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課、スポーツ連携室」の設置と定員要求を行っている。
- ・しかし、立国戦略は文部科学省中心の戦略であり、スポーツ担当省の設置や他の府省との連携方策をめぐって、今後議論すべき課題は多い。

(2) スポーツ法

1) フランスの状況と特徴

- ・1940年以来、スポーツに関する諸種の法律が制定され、1975年及び1984年にはスポーツ基本法、さらに2006年にはスポーツ法典へとスポーツ法が特殊法体系として発達している。
- ・スポーツに関係するアクター、組織、実践に係わる多様な規定がある。アマチュアスポーツに限らず、プロスポーツやスポーツの社会経済的活動の規制、自然スポーツなどの規定もあり、スポーツ法の射程が日本のスポーツ振興法より広い。

2) 日本の課題

- ・日本は教育関係法の中にスポーツ法が組み込まれている。
- ・スポーツ振興法は、助成を中心とした行政の条件整備施策を定めるにとどまっている。
- ・社会経済状況の変化に対応して、法体系の構造を体系的に再構築することや、そのための中核となる原理原則、法理論の構築が必要となっている。

3) スポーツ立国戦略の評価と課題

- ・立国戦略IV3で「スポーツ基本法などの関連法制の整備」を示していることは評価できる。
- ・立国戦略では全体として文部科学省が管轄する施策事業に関することが中心に示されており、スポーツに関連する多様な課題をスポーツを中心に据えて立法する方針は薄いようである。
- ・立国戦略は文部科学省の中で提案することができたが、スポーツ基本法やスポーツ庁構想は、今後の政府全体としての方針により決定されるものである。

(3) スポーツの政策及び法の規範的価値・理念・スポーツに関する権利

1) フランスの状況と特色

- ・1984年のスポーツ基本法では、スポーツ実践が「性別、年齢、能力または社会的条件が異なるものであろうとも各人にとって権利である」と定めていたが、2000年の法改正によって、このスポーツ権に関する規定は削除され、現在のスポーツ法典にもその規定はない。
 - ・1998年の排除対策基本法で、スポーツ実践への平等なアクセスを定めている。
 - ・1984年のブローディ事件コンセイユ・デタ判決により、スポーツに参加（アクセス）する自由の原則を確認し、法の一般原則となっている。
- (但し、2000年のCaillet事件コンセイユ・デタ判決は、1984年法でスポーツ活動について一般の利益の性質を認めているとしても、スポーツを実践する権利やスポーツ競技会に参加する権利は、機関の権限行使によって違法な権利侵害が生じた場合に行政裁判法典に定める仮処分が認められる対象とされる基本的自由ではないことを判示している。)
- ・権利規定を削除した理由として、スポーツ政策の基本を定めるものにする」と述べられている。

「スポーツ法典第L.100-1条

- ①身体的およびスポーツ的活動は、教育、文化および社会生活の重要な要素を構成する。
- ②身体的およびスポーツ的活動は、特に学業不振対策、社会および文化的不平等の縮小並びに健康に貢献する。
- ③すべての人のための、特に障害者のための身体的およびスポーツ的活動の促進および発展は、一般の利益にあたる。」

- ・基本法は、スポーツの権利・規範的価値から政策の目的・価値を定める規定に転換された。

2) ヨーロッパの動向

- ・1976年のヨーロッパ評議会によるみんなのためのスポーツ憲章、1978年のユネスコの体育・スポーツ国際憲章などでスポーツに関する権利を宣言している。
- ・1992年の新ヨーロッパスポーツ憲章(2000年改正)は、スポーツに参加することのために、特に体育の機会の保障、安全かつ健康な環境におけるスポーツの機会の保障、高水準スポーツの機会の保障を定めた。また、権利や自由の侵害に対し、スポーツの道徳的倫理的基盤とスポーツに関わる人間の尊厳及び安全を保護するために、スポーツ及びスポーツをする人を政治的、商業的、金銭的な弊害、薬物濫用セクシャルハラスメントなどの乱用や品位を低下させる行いから保護することを定めた。
- ・EUは、2000年にニース宣言を行い、スポーツが人間の健康、教育、社会統合及び文化にとって特別な意義があることを認め、2004年のヨーロッパ憲法条約で、スポーツを支援・調整・補完的な活動をする政策の対象領域として承認し、スポーツ団体内の公正な紛争の推進やスポー

ツ選手の心身の健全性の保護を定めた。さらに、2007年のスポーツ白書では、スポーツの社会的役割、経済的側面、体制作りに分けて具体的な取組を掲げている。

3) 日本の課題

- ・日本には、スポーツの規範的価値や権利に関する法令や宣言はない。アジアにもない。
- ・スポーツ政策の目的や価値も十分に確認されていない。

4) スポーツ立国戦略の評価と課題

- ・立国戦略Ⅱ基本的な考え方1の中で「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、すべての人々に保障されるべき権利の1つである」と宣言している。これらの考えを踏まえて、さらに今後、スポーツ基本法に関連する条項が定められることが期待される。
- ・しかし、立国戦略は、スポーツにおける基本的な理念や人権を中核として政策体系をまとめたものとはなっていない。法的価値や理念を体系化し、戦略全体に反映させる必要がある。
- ・日本スポーツ法学会(1997年「スポーツ基本法要綱案」)、日本弁護士連合会(2010年「スポーツ基本法立法に向けての意見書」)は、スポーツにおける権利保護、法の支配の立場から基本法の制定を意見している。

(4) スポーツ財政と政策形成

1) フランスの状況と特色

- ・2010年度スポーツ予算 (EUR)

227234201 EUR(約 300 億円),	①最大多数のためのスポーツの振興	10134000
	②高水準スポーツの発展	182765201
	③スポーツによる防止とスポーツの保護	15929000
	④スポーツの職業の振興	18406000

高水準スポーツに約 80%支出されており、高水準スポーツが重視されている。

- ・LOLF 改革

フランスでは 2001 年の予算組織法(LOLF:Loi organique relative aux lois des finances)によって予算制度改革(ex.コスト分析会計)、公会計制度、業績管理・政策評価改革が行われ、議会による予算審議の実質化と業績(年次業績報告書(RAP)と年次業績計画書(PAP)による業績評価)に基づく行政マネジメント手法(目標の設定、施策の策定、予算編成、計画の実行、成果の検証、次期の政策への予算の反映)の導入が行われている。

予算構造を組織別・費目別の構造からミッション(予算の議決単位)、プログラム(予算配分単位)、アクション(コスト分析単位)に分ける政策目的別の構造に転換した。

このようにして、政策体系・予算体系・評価体系の一本化が図られている。

- ・2010年度年次業績計画書に見るスポーツ政策とその評価

ミッション: ①スポーツ、②青少年、③非営利社団活動

プログラム: スポーツ

アクション: No.1 最大多数のためのスポーツの振興

No.2 高水準スポーツの発展

No.3 スポーツによる防止とスポーツの保護

No.4 スポーツの職業の振興

アクションは、スポーツ法典 L.100-1 条及び L.100-2 条に定める法の目的と類似している。

・業績指標の例

目標 1 プライオリティのある市民へ特別な配慮をしながら、スポーツ実践を、特にクラブにおいて増加させる。

指標 1.1 スポーツ連盟によって交付された登録証:
数とプライオリティのある市民の割合

指標 1.2 割当額に応じた CNDS の地方部門の補助金の分配

指標 1.3 プライオリティのある市民へ割当てられる CNDS の地方部門の予算割合

目標 2 スポーツ連盟の財務の厳正と有効性を促進すること

指標 2.1 不安定で悪化した財政状況が生じている連盟の数

指標 2.2 スポーツ連盟の自己資金の割合

目標 3 全国のスポーツ施設の均衡ある配分への特別な配慮をすること、及び、
構造化された施設の実現を促進すること。

指標 3.1 地方におけるスポーツ施設の配分

指標 3.2 設備の整っていない県に与えられる CNDS の施設補助金の割合

目標 4 スポーツ大国の中でのフランスの地位を強化すること。

指標 4.1 フランスのスポーツの地位

指標 4.2 施設のネットワークの中で受け入れられる高水準スポーツマンの割合

目標 5 スポーツにおける倫理の遵守を強化すること、及びスポーツマンの健康を守ること。

指標 5.1 高水準スポーツマン及びエスポワールの総数が報告される年に完全な医学上の追跡調査の義務を満たしている高水準スポーツマン及びエスポワールの割合

指標 5.2 アンチ・ドーピングのコントロールと分析の全体平均費用

指標 5.3 競技会外のコントロールの数/コントロールの総数

目標 6 職業の進展のための研修を採用すること、及び、

公役務の任務に関する施設による研修の提供を改善すること。

指標 6.1 免状の交付後に得た資格と対応して有効に雇用に就いている免状所持者の割合

指標 6.2 特定の環境での活動及び緊張のある部門に対応して、施設のネットワークの中で確保される研修の割合

指標 6.3 高水準スポーツマンの職業への組み入れの割合

2) 日本の課題

・増分主義的な予算財源の決定

各省庁の概算要求事項に応じて予算配分し、予算に応じて計画・施策・事業を選定するため、大幅な中長期的な政策の改革ができていく状況にある。

・新成長戦略、財政運営戦略によって方針を定めているが、施策事業レベルの統制が十分働いて

いるか不明である。また、事業仕分けをしているが、予算の組み替えに十分反映されていない。

- ・スポーツ施策については、スポーツ振興法によって定められた諸措置についてバランスよく事業展開が行われていない状況にある。
- ・日本スポーツ振興センターの付属機関である JISS、ナショナルトレーニングセンターによる施策事業に予算が配分されているが、法律に基づく行政とその統制がない。
- ・政策形成過程における概算要求に基づく予算折衝が縦割りで行われており、大幅な施策の改革や府省横断的な新しい政策を実施するための財源の確保が困難な状況にある。
- ・スポーツ振興基本計画も、その前に決定されるスポーツ予算として承認された事業内容に大きく影響を受け、計画立案の前に予算に基づく政策決定が行われている。
- ・予算決定後にスポーツ振興基本計画を審議しても、事業の大幅な修正はしにくい。

3) スポーツ立国戦略の評価と課題

- ・財政措置が不明確である。概算要求を見る限り、新規事業が導入されているものの、全体の予算額が大幅に増額されたわけではない。
- ・既にスポーツ立国と名づけた予算項目は平成 22 年度予算から承認されていた。
- ・立国戦略は予算措置・概算要求をめぐる政策・財政の骨組みを作るうえで根拠となっている。
- ・新成長戦略には、「ライフイノベーションによる健康大国戦略」（健康関連産業の成長、健康日本 21）、「観光立国・地域活性化戦略」（スポーツ観光）、「雇用・人材戦略」（新しい公共）などのスポーツと関連が深い戦略が示され、それらが戦略として優先されようとしているが、スポーツはそれらの成長戦略の手段としてばらばらに活用されるかもしれない。
- ・また、立国戦略には、新成長戦略と連携を示す部分（新しい公共）もあれば、関係が示されていない部分（健康大国戦略）もある。
- ・平成 23 年度概算要求文部科学省税制改正要望事項に、①スポーツ振興基金による優秀な選手等に対する助成事業への寄附の指定寄附化、②地域住民同士により公共活動を行う NPO 法人に係る認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和（拡充）（「新しい公共」宣言を踏まえ、認定 NPO 法人制度の認定要件において、「新しい公共」を担う総合型地域スポーツクラブなど、地域住民の誰もが参加できる事業については、「共益的な活動」（50%未満基準）として取り扱わない措置を講じる）が提示される。

(5) スポーツの団体組織と新しい公共

1) フランスの状況と特色

- ・スポーツ人口の構成内容の日仏の違い
フランスでは、スポーツクラブの会員に属し、競技スポーツを実施している人口が多い傾向にある。女性については、ダンス、ジョギングなど軽い運動をする割合が多い傾向にある。スポーツ連盟の登録証所持者の数値が業績指標になっている。
- ・スポーツの団体組織を整備充実させるため法的財政的な支援が行われている。スポーツ団体や組織を、規模や形態の実情に応じて形成させ、また特別なスポーツ団体法も整備されている。
- ・スポーツクラブは、総合型に限らず多様であり、地域拠点となる組織として、スポーツオフィス、スポーツセンター、スポーツ連合などがある。

- ・近年では、障害者スポーツ拠点、女性スポーツ拠点、自然スポーツ拠点などの地域活動拠点を目的別に設置して、活動の支援が行われている。
- ・スポーツ連盟に対しては、認可の条件として義務的定款規則の採用が条件付けられており、会計の透明性や男女の平等などの規定が取り入れられている。また、国と連盟との間で目標協定を締結し、連盟活動の評価が行われている。

2) 日本の課題

- ・総合型地域スポーツクラブのみを著しく支援する政策から転換する必要がある。
- ・生涯スポーツ政策に関する企画、事業が十分に検討されていない。みんなのためのスポーツ、スポーツの参加の平等、機会均等を実現するための措置が乏しい。
- ・スポーツの団体組織の基盤整備、実情や形態に応じた支援を考える必要がある。

3) スポーツ立国戦略の評価と課題

- ・新しい公共の考えを導入して、スポーツのコミュニティ拠点を形成しようとしていることは意義がある。また、そのための具体的な施策として税制改正を進めることも評価できる。
- ・しかし、スポーツの団体組織全体の構成や関係、対象となる団体組織の多様性を包含するような総合的な政策が構想され提示される必要がある。
- ・単に新しい公共に基づく自発的な市民の共同の場にスポーツ振興の中心的な役割を求めただけでは、施設の整備など民間の力では整備が難しい問題に対処できないと考えられる。地域格差などの問題が生じる可能性が予想される。スポーツ振興の中央地方関係も明白でない。

(6) まとめ

- ・スポーツ立国戦略は、日本のスポーツ政策の転換の意向を文部科学省が示したものとして評価される。しかし、それはまだ制度構築のための検討をスタートさせた段階のものであり、課題は多く残されている。フランスの例に見られるように、スポーツ基本法を定め政策理念に基づき、スポーツ政策を法、行政及び財政面からより一体的体系的に実施していくべきである。
- ・スポーツ政策をより効率的で科学的で公正に実施していくためには、スポーツ政策に関する専門的な研究領域が不可欠である。しかし、それはまだ十分に整っていない。今後、欧米を中心として世界規模でスポーツ政策が進展する中で関連する研究が発展することが予想される。他方、日本体育学会の中では実用的な政策科学的研究が少ないように思われる。
- ・スポーツ政策の改革は、単にスポーツのことだけを検討しても達成することはできない。日本の社会制度全体の問題や課題がスポーツ政策にも影響を及ぼしており、スポーツ政策における問題や課題を中長期的な戦略の中で解決していくと同時に、日本の社会制度、政治制度、行財政制度などについて改革や提言をしていくぐらいの力量が問われている。
- ・日本人のスポーツの価値に対する認識はまだ低いように思われる。まず、日本におけるスポーツの正当な地位を向上させるために、人権など社会の基本原則をスポーツ界に浸透させ、公正なスポーツの普及を図ることが求められている。また、スポーツを通してどのような社会問題、政治課題を解決できるのか、また解決していくのかを国の政策目的として示す必要がある。

(社)日本体育学会第 61 回大会 体育社会学分科会シンポジウム

2010 年 9 月 9 日 (木) 13:00~15:00 中京大学豊田キャンパス 2113 教室

テーマ「日本のスポーツ立国戦略に足りないものは何か」ースポーツ政策の国際比較からの提言ー

資料 5 ドイツのスポーツ政策の動向からみた日本のスポーツ政策の課題と展望

佐藤由夫

1. スポーツ政策の推進

ドイツ連邦共和国のスポーツ政策は、連邦内務省が主担当となっている。しかしながら内務省はトップアスリートや国際大会等に関して所管するが、国民一人ひとりのスポーツに関しては、州を基本に各自治体が支援している。なお、内務省だけでなく労働社会省、国防省、家族・高齢者・夫人・青少年省、教育・研究省などでもスポーツに関する予算が計上されており、各々の政策領域でスポーツへの対応を行っている。

2. スポーツに関する法律

スポーツに特化した連邦の法律はないが、ドイツ連邦共和国基本法 (1949 年) の中にスポーツに関する権利条項等を読み取ることはできる。基本法はまさに憲法にあたるもので、総ての人のさまざまな自由権が認められており、すべての国家権力は国民に由来すると記されている。なお、いくつかの州においてはスポーツ振興のための法律を定めている。

3. ドイツスポーツ憲章 (1966 年ドイツスポーツ連盟: 当時)

「スポーツはすべての人のためにある」と宣言したことが、75 年欧州みんなのスポーツ憲章、そしてユネスコ (77 年) へと展開。ドイツのスポーツ振興の具体的な道筋を定める。2000 年 (DSB50 周年記念) にはハノーバで新たなミッションステートメントを発表。

4. 民間団体主体によるスポーツ振興支援

第二の道 (1959 年 DSB)、ゴールドエンプラン (1960 年 DOG→DSB)、トリム運動 (1970 年 DSB) の推進は民間団体が中心となり、連邦ならびに州、自治体の賛同支援や民間企業等の支援を受けて実施。

2006 年にドイツスポーツ連盟 (DSB) はナショナルオリンピック委員会と合併しドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB) に改組。現在会員数 27,553,516 人 (国民の 33.6%) 内、州スポーツ連盟に所属する 90,897 の地域スポーツクラブ加入者は 23,693,679 (国民の 28.89%) である。(データ: DOSB2009)

5. 地域のスポーツクラブ

結社の自由に基づき、7 人以上の団体は総て登記社団として法人化。100 万ともいわれる社団の 1 類型として地域のスポーツクラブが存在する。人数の多い少ないや活動内容等に関わらず、どのようなクラブも同じ社団として社会的に認知され、同等の権利を保有。社団は会員総会を議決機関とし、会費で自立することを原則とする。クラブ会員のクラブライフを創出することに重きを置いているが、地域に数多く存在し、多岐にわたるニーズに対応していること、地域社会の課題解決に寄与する可能性が高いことなどから、社会的コンセンサスが得られている。

6. 個人の権利を担保するために

個人の権利であるスポーツを担保するために、個人がスポーツにおいて自立する。個人で自由に実践する人の権利を担保するとともに、自立した個人が集まるクラブの自立支援を行う。その個人とクラブの権利を担保するために DOSB などの各種団体が存在し、連邦や州、自治体が各々の役割を分担し支援する構図は、「させる」仕組みでなく、自らスポーツを「する」仕組みに重点がある。国民の一人ひとりの笑顔が見える総合的なスポーツ戦略がドイツには培われている。

佐藤由夫*

1951 年東京生まれ 青山学院大学経営学部卒。松下電器産業㈱を経て 78 年、株式会社福岡スポーツ研究所 (改組後日本スポーツ環境研究所) 入社。スポーツ振興プロジェクトに関わると同時に、ドイツのスポーツ振興方策について研究。97 年、有限会社日本自由時間スポーツ研究所設立代表取締役所長。2008 年から関西国際大学人間科学部教授

資料6 指定討論 英国のスポーツ政策を含めて 菊 幸一

1 英国のスポーツ政策の動向と背景

1) 「政策」の基本的考え方

- ・経験法に基づく政策立案 ⇔ 基本法（憲法、総合法の類なし）
- ・1972年— Sport Council の設立…国家（政府）による直接介入なし
- ・1995年— 「Sport: Raising the Game」（保守党メージャー政権）
→ 本格的な政治（政府）の介入 ←1994年「国営宝くじ」資金

※本格的なスポーツ政策の導入は遅い

くくく スポーツ・リベラリズム（自由主義）の伝統

2) 2000年～本格的なスポーツ政策の展開 [1997年ブレア政権誕生]

- ・2000年— 「Sporting Future for All」（労働党ブレア政権）
- ・2002年— 「Game Plan: a strategy for delivering Government's sport and physical activity objectives」（同上）

（ブレアの発言） Sport is a powerful and often under-used tool that can help Government to achieve a number of ambitious goals. We have to ensure that we are well equipped to do that.

※具体的目標：2020年までに、30分程度週5回以上運動実施人口40%

- ・2002年— 「PE, School Sport and Club Links: PESSCL」（5～16歳対象）

→※今後5年間で£100億（1兆6000億円）を投入 → どこへ??

→2007年「the new PE and Sport Strategy for Young People: PESSYP」

（5～19歳対象）週2時間（体育）+3時間

= 「週5時間提供」計画

→※今後3年以上で、£7億5,500万（1,208億円）を投入

- ・2008年— 「Playing to Win: A New Era for Sport」

（DCMS, Department for Culture, Media and Sport）

2017年までの10年間の振興基本計画

→※+政府援助（主にスポーツ施設建設のため）£100億（1兆6000億円）を投入

3) 2000年～体育政策の展開

（所管庁の変遷）

- ・2001年— Department for Education and Skills (DfES).
- ・2006年— UK Sport, Sport England → 競技スポーツと地域スポーツが特化
- ・2007年— The Department for Children, Schools and Families (DCSF)

※「子ども計画：2020年へのゴール（Children's Plan: 2020 Goals）」

2007～08年…£503億（8兆480億円）

2010～11年…£594億（9兆5040億円）

(ナショナル・カリキュラム、NCの変遷)

・1988年—教育改革法、1992年—体育科NC

・1998年 → 2000年 → 2008年 (Secondary) → ??

4) スポーツ政策の動向と所管庁

表1. Current Sport Policy in England (including Youth Sport)

	2000	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
EU	①							②					
DCMS	1		② a				③	b	4	5			
Sport England					①	2			3				
DCSF			a					b					
Youth Sport Trust													

- EU: ① The Nice-Declaration (2000); ② White Paper on Sport (European Commission, July 2007)
- DCMS: ① Sporting Future for All (2000); ② Game Plan, a strategy for delivering Government's sport and physical activity objects (December 2002); ③ School Sport Links (2006); ④ Playing to win: A New Era for Sport (June 2008); ⑤ International Sport Strategy (June 2009)
- Sport England: ① The Framework for Sport in England-Making England an Active and Successful Sporting Nation: A Vision for 2020 (2004); ② Planning for Sport & Active Recreation: Objectives & Opportunities Interim Statement (2005); ③ Sport England Strategy 2008-2011 (June 2008)
- DCMS, DCSF: a) Prime Minister, National Physical Education, School Sport and Club Links Strategy:PESSCL (2002); b) Prime Minister, the new Physical Education and Sport Strategy for Young People PESSYP (2007)

The most active and successful sporting nation in the world was aimed for the first time in Sport England's DCMS and Sport England are most recent and long period sport development policy. A world-leading (youth community excellent) sport system.

※『平成21年度 財団法人日本体育協会 公認スポーツ指導者海外調査研修事業報告書』平成22年3月31日、p14 (内海和雄氏作成)

2 「スポーツ政策」とは何か：その「自由」と「強制」における社会学的理解

1) 政治と政策の枠組みにおけるスポーツ

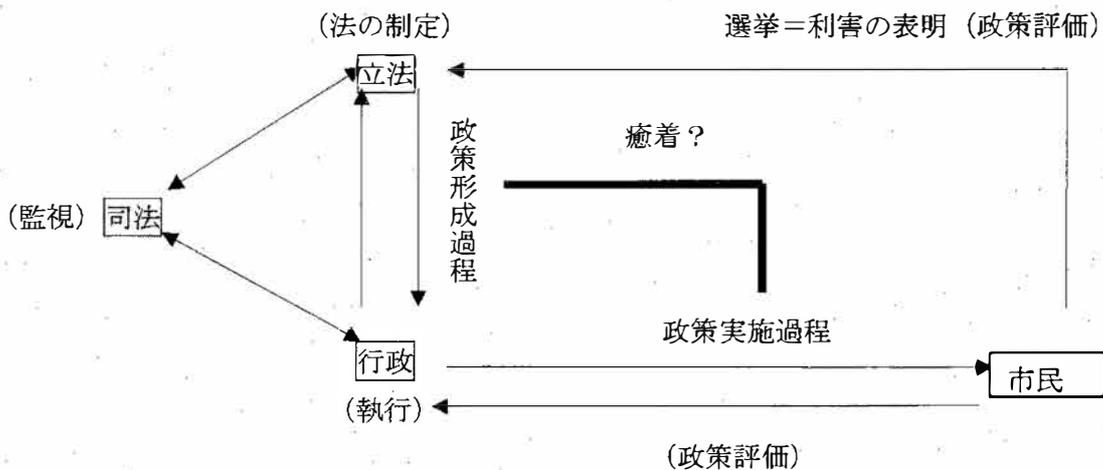


図1 政治と政策の枠組み

[拙稿「スポーツ行政施策からスポーツプロモーション政策へ」菊幸一ほか編『現代スポーツのパースペクティブ』大修館書店、2006、p.100]

2) イギリスのスポーツ政策から何を学ぶか？

- ・戦後階級社会と福祉政策 ⇔ 東側諸国との緊張関係
- ・労働者階級に対する体育—地方教育当局
- ・法規定の parliamentary-ism democracy → 経験法における即時性と効率性
- ・対象…クラブ、スポーツ統括団体 (Sport Governing Bodies) >> 日本
- ・学校運動部の活用 << 日本
- ・社会的、政治的課題とスポーツ／体育との関係の明晰性
⇔日本は政治的、経済的中立?? → 体育>>スポーツ—制度的保守化

3 体育とスポーツとの関係からみた戦後日本のスポーツ

1) 「スポーツを体育化することは易しいが、体育化されたスポーツを文化化することは難しい」 → 日本にスポーツ政策は存在したのか？

→ 存在したとすれば、体育政策とどのように異なるのか？

2) 教育制度 (学校運動部) と福利厚生制度 (企業) に依存するスポーツ

↓

Professional Sport System

3) 体育 …教育 — 供給 — 依存
スポーツ…文化 — 需要 — 自立

} [社会現象…スポーツ需要>体育需要]

4) 社会体育 → みんなのスポーツ → 生涯スポーツ → ???

4 我が国の体育社会学は何をテーマにすべきか？

- 1) スポーツ界における体育的<ハビトゥス—プラティーク—制度>の功罪
- 2) プラスの生かし方、マイナスの課題
- 3) 体育社会学の自己反省 (体育社会学の社会学) ⇔ スポーツ社会学
- 4) 体育政策とスポーツ政策のリミナリティ (境界領域)、区別、連携